

介護保険制度における 住宅改修及び福祉用具のてびき

(令和6年4月発行)

高 松 市 介 護 保 険 課

高松市ホームページ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

目 次

【1】住宅改修	1
1 住宅改修費の支給要件.....	2
2 住宅改修費の支給申請及び添付書類についての留意事項.....	5
3 住宅改修費の算定上の留意事項	8
【参考1】支給限度額管理の例外	9
【参考2】住宅改修費の支給申請の手続き	12
【参考3】住宅改修費支給申請に必要な書類の記入例	13
【参考4】住宅改修費質疑応答	26
【2】福祉用具購入.....	40
1 福祉用具購入費の支給要件.....	41
2 福祉用具購入費の支給申請及び添付書類についての留意事項	45
3 その他申請に関する留意事項	47
【参考1】福祉用具購入費の支給申請の手続き	47
【参考2】福祉用具購入費支給申請に必要な書類の記入例	48
【参考3】福祉用具購入費質疑応答	52
【3】福祉用具貸与.....	58
1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の説明	59
【参考1】福祉用具貸与質疑応答	64
軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について	67

【1】住宅改修

住宅改修施工事業者は、要介護・要支援認定を受けたお年寄りなどが、住み慣れた自宅で家族共に安心して、自立した生活が送れるように、利用者の生活実態を勘案しながら、工事を進めることが大切です。

住宅改修費の支給は、事前申請制度となっていますので、工事に着工する前に申請書及び理由書等必要な書類を介護保険課に提出する必要があります。

※ すでに着工又は完了している工事等は支給対象となりません。

1 住宅改修費の支給要件

居宅要介護（支援）被保険者が、手すりの取付けや段差の解消その他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったときに支給されるものです。

（1）支給限度額等

- ① 住宅改修費は、被保険者が現に居住する住宅（住民登録している住所）について行われたもので、かつ被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に支給します。借家の場合等、所有者が被保険者以外の場合は、建物所有者の承諾書が必要です（所有者が配偶者の場合のみ承諾書を省略できます。）。
- ② 住宅改修費の支給限度基準額は20万円です。このうち、現に住宅改修に要した費用で介護保険の対象となる部分について10分の9割・8割又は7割に相当する額を保険給付します。支払いは、いったん費用の全額を被保険者側が負担し、のちに9割・8割又は7割の払戻しを申請する償還払いの方法（後払い）と、被保険者が1割・2割又は3割の自己負担額を支払い、改修事業者が9割・8割又は7割を支払う受領委任払いがあります。
- ③ 住宅改修費は、対象とならない工事種類の場合には保険給付できません。また、保険対象となる工事費用の総額が支給限度基準額の20万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。
- ④ 住宅改修費の支給は、原則として1人の被保険者につき1回限りです（支給限度基準額までの工事を数回に分けて利用することは可能です。）。ただし、要介護状態区分が著しく重くなった場合（3段階以上）や、転居して改修を行う場合には、再度、支給限度基準額まで給付を受けることができます。

（2）対象となる人

要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けた被保険者（認定を受けていても入院中の方や施設サービスを受けている人は対象になりません。）

※ 入院中・施設入所中の人が入院・退所を見込んで住宅改修する場合は、できるだけ退院日等が近づいてから行ってください。**その場合、退院・退所するまでに工事が終わっていても、完了届の受付・支給はできません。**また、**被保険者が退院・退所せずに死亡した場合、住宅改修費の支給申請・受領はできませんので、御留意ください。**

（3）対象となる住宅改修の種類（4ページ参照）

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(4) 工事着工前に必要な書類について

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成した住宅改修を必要と認める書類）
- ③ 見積書（対象工事内容の分かるもの）
- ④ 図面（平面図等）
- ⑤ 改修前の写真（撮影日が分かるもの）
- ⑥ 住宅の所有者の承諾書（借家等所有者が異なる場合）
- ⑦ 委任状（受領委任払い等、受領が被保険者本人と異なる場合）
- ⑧ 介護保険の住宅改修における事前承諾書（入院中、施設入所中又は認定申請中の場合）
- ⑨ 被保険者証（コピー）
- ⑩ 負担割合証（コピー）
- ⑪ 本人の個人番号が確認できる書類
 - 1) 個人番号カード
 - 2) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し+写真付きの公的機関発行の身分証明書を1点（例）運転免許証、パスポート等
 - 3) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し+写真付きではない公的機関発行の身分証明書を2点（例）介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険証、年金手帳等

※その他、工事内容が確認できる書類の提出が必要な場合がございます。

（例）・滑りの防止等のための床材の変更の場合に、床材が滑りにくいことが確認できるカタログのコピー

・洋式便器等への便器の取替えの場合に、便器等のカタログのコピー

(5) 工事完了後に必要な書類について

- ① 工事完了届
- ② 領収証
- ③ 改修後の写真（撮影日が分かるもの）

(6) 申請の無効等

次の①～③のいずれかに該当するときには、住宅改修費の支給申請、支給決定又は給付費の支払いに際し、申請を無効とし、決定を取り消し、又は給付費の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

- ① 偽の申請その他の不正行為により、支給決定又は給付を受けたとき
- ② 介護給付費により改修した居室等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保等に供したとき
- ③ その他、市長が不相当と認めるとき

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平成11年厚生省告示第95号・法第45条第1項)

1 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

※ 貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

2 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

※ 貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

※ 昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、引き戸等の新設（扉の取替えと比較し費用が低廉に抑えられる場合）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

※ 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定される。

※ 購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

※ 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみは含まれない。

※ 非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

6 その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

① 手すりの取付け…手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消…浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更…床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え…扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え…便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）便器の取替えに伴う床材の変更

2 住宅改修費の支給申請及び添付書類についての留意事項

(1) 工事着工前に必要な書類

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（13ページ参照）

- ・「住宅改修の内容、箇所及び規模」

改修を行った工事種別ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載してください。

- ・「住宅改修に要する費用の見積額」

見積書（工事費明細書）の合計金額を記入してください。

② 住宅改修が必要な理由書（14・15ページ参照）

住宅改修が必要な理由書は、介護支援専門員等が被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載してください。理由を記載するに当たっては、当該改修の必要性・妥当性が客観的に分かるように記載をお願いします。例えば、通常と異なる出入り口（ベランダ、掃出窓等）から出入りする為の改修を行う場合は、何のためにその出入り口を利用しているのかを記載してください。また、住宅改修は本人の日常生活動作を助けるためのものですので、趣味など本人の生きがいや生活を充実させるための工事については介護保険住宅改修の対象とはなりません。

※ 「住宅改修が必要な理由書」作成は、居宅介護支援事業の一環であるため費用を被保険者から徴収することはできません。また、介護支援専門員が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められません。

※ 平成30年7月13日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知により、利用者に対し複数事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明することとされましたので、その内容を理由書中の確認欄に記入してください（介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は必須です。なお、1者の見積書しか確認していない場合は、必ずその理由を記載してください）。

③ 見積書（16ページ参照）

見積書は、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施行費、諸経費等を適切に区分してください。

種類告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に要する費用（介護保険の対象となる費用、4ページ参照）として適切に算出されたものであること分かるよう、見積書において算出方法を明示してください。

見積書には、改修業者印を押印してください。基本的には社印、なければ代表者印の押印をお願いします。

④ 図面（平面図等）（24ページ参照）

改修前・改修後の両方の図面を提出してください。手すりの取付けのみ等、一枚の図面で改修前と・改修後の状況が分かる場合は一枚でかまいません。一階だけの改修なら一階だけの図面、二階への階段部分の改修なら一階及び二階の図面が必要です。改修箇所のみの図面ではなく、家全体（生活範囲）の図面が必要になります。

⑤ 改修前の写真（17ページ参照）

便所、浴室、廊下等の各箇所の改修前の写真とし、撮影日が分かるものとします。改修箇所全体が写っているもの（例：手すりの取付けの理由が段差箇所での移動動作のための場合、設置箇所と段差と一緒に写っている写真）を提出してください。改修項目に段差解消が含まれている場合は、段差にメジャーを当てた写真をお願いします。また、敷居撤去による段差解消など、改修箇所の両側が段差解消の対象に含まれる場合は、両側にメジャーを当てた写真を提出してください。その際、できる限りメジャーの先も写り込むようにしてください。

⑥ 住宅の所有者の承諾書（18ページ参照）

住宅改修を行う被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、住宅所有者の承諾書が必要です（ただし、住宅所有者が被保険者の配偶者である場合は不要です。）。

⑦ 委任状（19・20ページ参照）

住宅改修の受領について委任をする場合は委任状が必要です。

⑧ 介護保険の住宅改修における事前承諾書（21ページ参照）

入院中、施設入所中又は認定申請中の場合は事前承諾書が必要です。退院、退所ができなくなった場合には住宅改修費の支給はできませんので、その旨を事前に御確認ください。

⑨ 被保険者証（コピー）

介護保険の被保険者証が必要です。

⑩ 負担割合証（コピー）

住宅改修を行う被保険者の負担割合を確認するために負担割合証が必要です。

⑪ 本人の個人番号が確認できる書類

- 1) 個人番号カード
- 2) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し+写真付きの公的機関発行の身分証明書を1点（例）運転免許証、パスポート等
- 3) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し+写真付きではない公的機関発行の身分証明書を2点（例）介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険証、年金手帳等

(2) 工事完了後に必要な書類

① 工事完了届（23ページ参照）

工事改修費用、工事着工日、工事完了日を記入してください。

② 領収証（24ページ参照）

原本を提出してください。原本が必要な場合は、コピーを取った後、裏面に受付印を押してお返しします。

※ 受領委任払いの場合 給付対象額に自己負担割合を乗じた額（1円未満の端数は切上げ）が領収金額になります。

○ 1円未満の端数がある場合

（例）改修費用の額が 133,333円の場合

利用者負担額＝ $133,333 \times 1 / 10 = 13,333.3$ 円

≒13,334円（1円未満の端数切上げ）

○ 支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に自己負担割合を乗じた額と支給限度額を超える額の合計になります。

（例）既に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行った場合

（支給限度基準額内の改修費用の額）＝200,000円－133,333円

＝66,667円・・・支給限度額（支給対象となる額）

（支給限度額を超える改修費用の額）＝90,000円－66,667円

＝23,333円・・・支給限度額を超える額（支給対象とならない額）

利用者負担額（負担割合1割の人の場合）＝66,667×1/10＋23,333円

＝6,666.7円＋23,333円＝29,999.7

≒30,000円（1円未満の端数切上げ）

③ 改修後の写真

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修後の写真とし、撮影日が分かるものとします。施工箇所全体が写ったものを提出してください。

なお、洋式便器等への便器の取替えを行った場合は、品番等が分かる写真を提出してください。

（3） 支給申請の留意事項

事前申請制度では、被保険者は、住宅改修を行おうとする前に、申請書ほか必要書類（前記（1）の書類）を介護保険課に提出していただくことになります。介護保険課ではこれらの提出された書類が揃い次第、当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、申請者に対してその確認結果をお伝えします。

※申請から確認結果の送付まで、提出書類の不備が無い場合で、10日から2週間程度要します。

※ 確認結果を送付するまでに着工又は完了している工事等は支給対象となりません。

利用者は、確認結果の通知があった後工事に着工し、完了後に完了届ほか領収書等費用発生の実態が分かる書類等（前記（2）の書類）を介護保険課に提出することにより正式な申請が行われることになります。

市では事前に提出された書類との整合性の確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給するものとし、その結果は「介護保険（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」により通知します。

※ 申請書提出後に工事内容に変更がある場合は、早急に介護保険課に連絡が必要です。事前申請の内容と完了した工事内容が異なる場合は支給対象となりません。

3 住宅改修費の算定上の留意事項

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象となりません。

(2) 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡張にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

(4) 被保険者自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、「領収証」及びこれに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を販売した者が作成してください。図面、写真等については、本人又は家族等が作成してください。

なお、この場合であっても、住宅改修が必要な理由書、完成後の状態を確認できる書類等は必要です。

(5) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。例えば被保険者が2人いる場合において、各自の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共用の居室について床材の変更を行なったときは、いずれか一方のみが、支給申請を行うこととなります。

(6) 負担割合の適用

住宅改修費(介護予防を含む)については、領収書記載日時点における利用者負担割合を適用することが基本です。口座引落とし等により事業者が領収する時期が遅れ、このため負担割合が変更となる場合は、変更前の納品日等における負担割合で対応します。

【参考 1】支給限度額管理の例外

(1) 要介護等状態区分が3段階以上上がった場合

例外1

- ・初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として3段階以上要介護等状態区分が上がった場合に、再度、20万円まで支給可能（以下「3段階リセットの例外」という。）
- ・基準となる要介護等状態区分から3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。
- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されない。
- ・ただし転居した場合（例外2参照）は、転居後の住宅改修に着目して3段階リセットの例外が適用される。

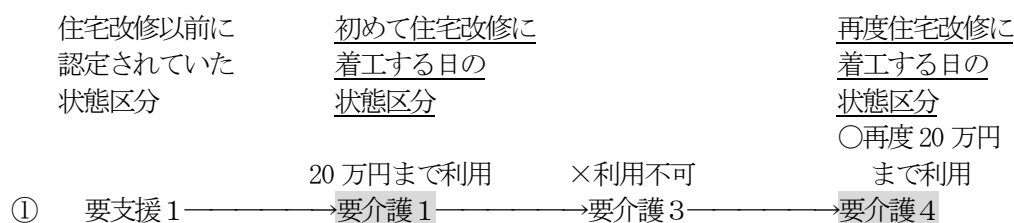
※ 要介護状態等区分とは、要支援と要介護状態区分を合わせた区分をいうが、要支援2については要介護1と同様の状態であり、住宅改修の必要の程度を図る目安としては、同じものとして整理することとなる。したがって、要支援1から要介護2となった場合、要介護状態区分は3段階上がるが、介護の必要性を図る目安（段階）は2段階の上昇にとどまっており、支給限度額はリセットされないこととなる。

初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、要介護等状態区分が3段階以上、上がった場合（次の11通り）は再度20万円まで住宅改修費が支給可能となる。

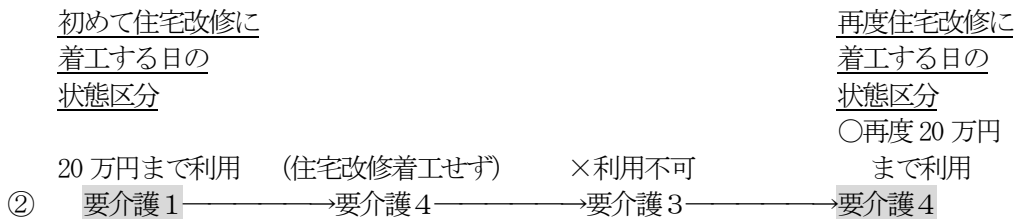
要支援1	→ 要介護3
	→ 要介護4
	→ 要介護5
要支援2 又は 要介護1	→ 要介護4
	→ 要介護5
要介護2	→ 要介護5

ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意されたい。

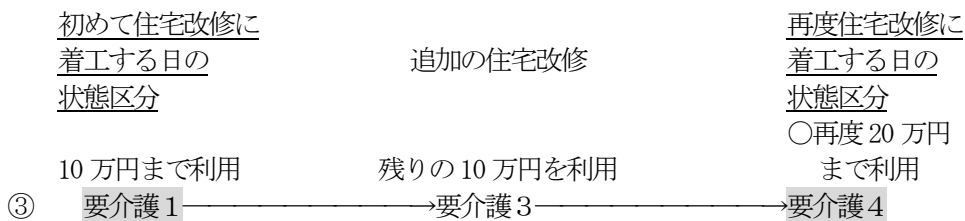
ケース1 初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援と認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として要介護等状態区分が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となる。



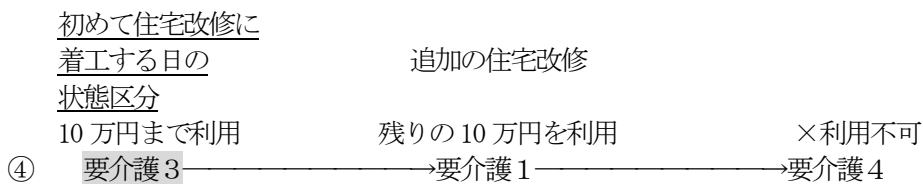
ケース2 要介護1のときに初めて住宅改修に着手し、その後要介護4の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となる。



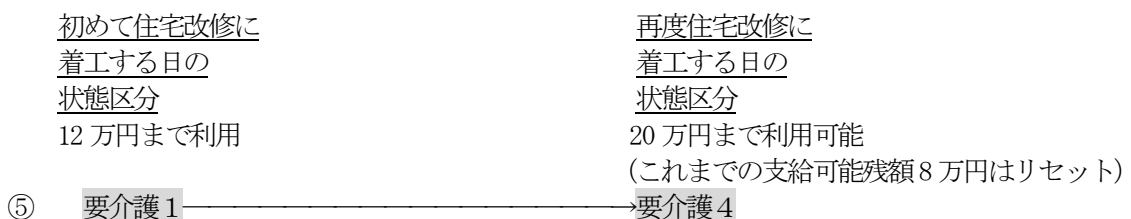
ケース3 要介護1の時に初めて住宅改修に着手し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として要介護等状態区分が3段階上がり要介護4となった場合、再度20万円までの支給が可能となるが、



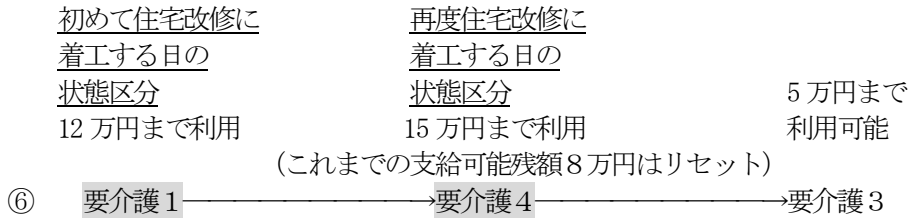
ケース4 ケース3とは逆に④要介護3の時に初めて住宅改修に着手し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないこととなる。



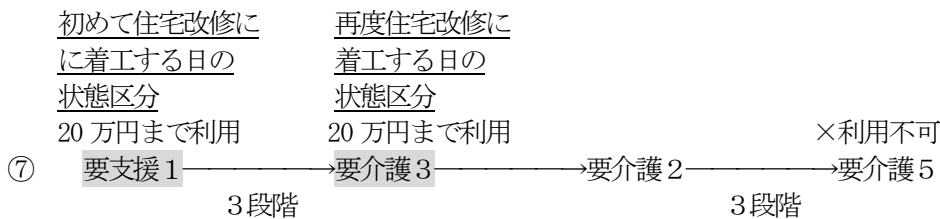
ケース5 また、以前の住宅改修で20万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となる。したがって、⑤要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。



ケース6 ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。⑥要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。



ケース7 3段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りであり、⑦再び要介護等状態区分が3段階以上上がっても適用されない。

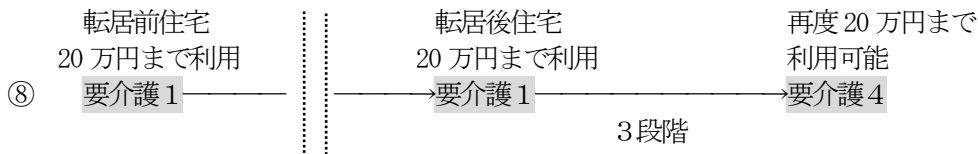


(2) 転居した場合

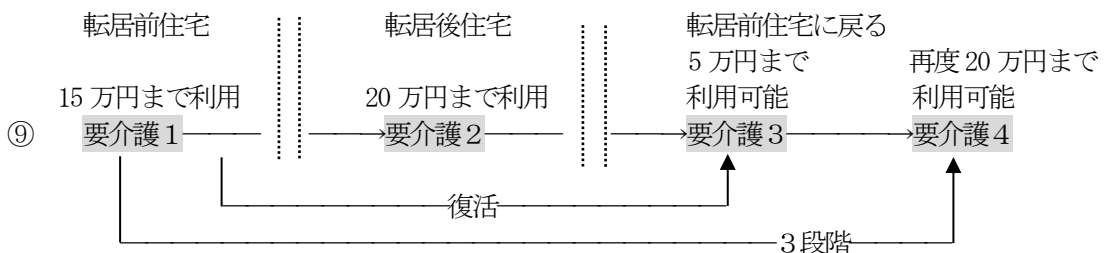
例外2

- ・ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能（以下「転居リセットの例外」という。）
- ・ 3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用（転居リセットの例外が優先）
- ・ 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活

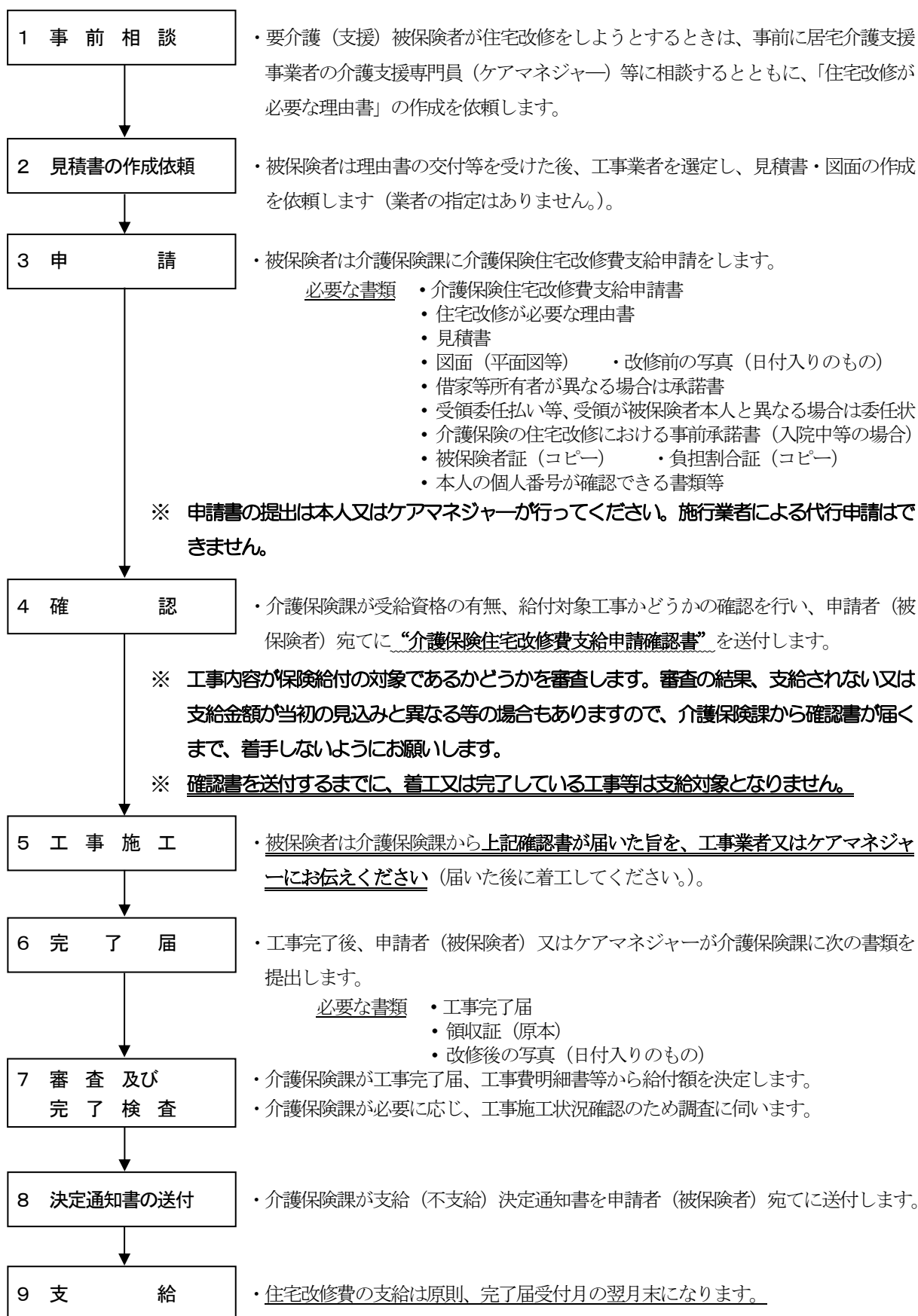
ケース8 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能となる。また、⑧3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とする。



ケース9 さらに、⑨転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、したがって、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることとなる。



【参考2】住宅改修費の支給申請の手続き



【参考3】住宅改修費支給申請に必要な書類の記入例

介護保険<sup>居宅介護
介護予防</sup>住宅改修費支給申請書

被 保 険 者	フリガナ	タカマツ ハナコ		保険者番号	3	7	2	0	1	1							
	氏名	高松 花子		被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			
	生年月日	昭和12年 1月 2日		個人番号	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5	
	負担割合	1割															
	住所	〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号		電話番号	839-2		マイナンバーを記入してください。										
住宅の所有者	介護 一郎		本人との関係 (家主)														
改修の内容・ 箇所及び規模	①手すり ②段差解消		業者名	(有)△○工務店													
			着工予定日	令和元年 6月24日													
			完成予定日	令和元年 6月28日													
改修費用見積額	495,000円																
(宛先) 高松市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護 (介護予防) 住宅改修費の支給を申請します。 令和元年 5月 7日 申請者 住所 高松市番町一丁目8番15号 電話番号 839-2326 氏名 高松 花子																	
居宅介護 (介護予防) 住宅改修費を次の支払方法により処理してください																	
支払方法 依頼欄	<input type="checkbox"/> 償還払い (口座振替) <input checked="" type="checkbox"/> 受領委任払い (口座振替)																
	口座 振替先	銀行	〇〇	農協	△△	本店	種目										口座番号
		信用金庫		組合		出張所											
		金融機関コード	7 1 1 1			店舗コード	3 3 3			①普通預金 ②当座預金			5 5 5 5 5 5				
		フリガナ	ユ) サンカクマルコウムテン														
口座名義人	(有)△○工務店 代表取締役 三角丸男																

注 次の書類を添付してください。

- (1) 住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類 (介護支援専門員等が作成したもの)
- (2) 工事費見積書及び住宅改修の内容が確認できる書類
- (3) 受領委任払いによる場合は、所定の委任状
- (4) 改修を行う住宅の所有者が支給申請に係る被保険者でない場合は、所有者の承諾書

住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	生年月日	明治 大正 昭和	年月日	現地確認日	年月日	作成日	年月日
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護		作成者			
	住所	1・2・3・4・5							
保険者	確認日	平成	年月日	評価欄					
	氏名	<input type="checkbox"/> 説明の上、見積書()者を確認した。 <input type="checkbox"/> 説明したが確認できなかった。(理由:)							

<総合的状況>

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と		
	住宅改修後の想定	改修前	
介護状況	● 車いす	<input type="checkbox"/>	改修後
	● 特殊寝台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 体位変換器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 手すり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● スロープ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 腰掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
● その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
●	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
●	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
●	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※介護施設又は医療機関に入所・入院中の場合はその旨を記入してください(有料老人ホーム・サームサービス付き高齢者向け住宅などを含む)。

＜表面の「総合的状況を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(・・・)で・・・困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果を手エックした上で、改修の方針(・・・)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け () () () () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () () () ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () () () ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの室内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () () <input type="checkbox"/> その他 () () ()
その他の活動			<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	

工事費見積書の記入例

申請者(被保険者)の方の名前にしてください

高松 花子 様

住宅改修費工事見積書

改修か所ごと、改修の種類ごとに区分してください

社印を押印してください

作成年月日 年 月 日
 高松市△△町123番地
 (有)〇△工務店 担当 〇〇
 電話:

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(1)	1	トイレ	L型手摺	材料費	木製手摺600×600(品番)	1	本	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
					エンドブラケット(品番)	2	個	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
					コーナーブラケット(品番)	1	個	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
			施工費	取り付け工事費			〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇		
(2)	2	玄関内	段差解消	材料費	式台(400×300×150)	1	式	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
				施工費	取り付け工事費			〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
(2)	3	洗面所	段差解消	材料費	床材(クッションフロア)	〇	m ²	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
					合板t=12mm 下地共	〇	枚	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
				施工費	取り付け工事費			〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
(4)	4	洗面所	扉取替	材料費	引違戸	1	式	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
				施工費	既存量撤去及び処分	1	式	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
					取り付け工事費			〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
(3)	5	居室	床材変更	材料費	既存量撤去及び処分	6	畳	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
					フローリング	〇	m ²	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
				施工費	取り付け工事費			〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

(※1) 住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け(2) 段差の解消(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4) 引き戸等への扉の取替え(5) 洋式便器等への便器の取替え(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

工事費見積書について

給付の要件に合致しているかどうかは工事費見積書で審査しますので、次の点に注意してください。

- ・工事費ごとに区分する。
- ・「材一式」としない。
「材一式」とは、「材料費と工賃を合わせていくら」という場合の積算方法です。極端な例では、「手摺工事一式××万円」といったような見積明細を作る事業者が見受けられます。この書き方では見積内容が適正かどうか審査できません。
- ・手摺取付工事の場合は、各手摺の長さが分かるように記載してください。
- ・床材変更の場合は、滑りにくい旨の記載のあるカタログの写しを添付してください。
- ・工事費見積書と見取り図、写真の其々の番号が一致するようにしてください。

住宅改修工事写真（改修前・改修後）

住宅改修 工事種別 (箇所)	改修箇所 <u>トイレ No. 1</u> 工事種別 <u>手すり取付け</u>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>日付を入れ間違った場合は、写真を撮り直してください。</p> <p>日付入りの写真が原則ですが、カメラに日付を写しこむ機能がない場合は、紙や黒板に日付を記入して一緒に撮影してください。施工前・後の確認ができるように、同じアングルで撮影するなど、だれが見ても分かりやすい写真を撮るようになしてください。</p> <p>段差解消の場合は、何センチの段差があるのか分かるようにメジャーやスケールを当てた状態で写真を撮影してください。また、メジャーやスケール全体が写るように撮影してください。</p> </div>	
住宅改修 工事種別 (箇所)	改修箇所 <u>玄関内 No. 2</u> 工事種別 <u>段差解消</u>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>日付を入れ間違った場合は、写真を撮り直してください。</p> <p>日付入りの写真が原則ですが、カメラに日付を写し込む機能がない場合は、紙や黒板に日付を記入して一緒に撮影してください。施工前・後の確認ができるように、同じアングルで撮影するなど、だれが見てもわかりやすい写真を撮るようになしてください。</p> <p>段差解消の場合は、何センチの段差があるのか分かるようにメジャーやスケールを当てた状態で写真を撮影してください。また、メジャーやスケール全体が写るように撮影してください。</p> </div>	

(注) 工事前後の写真は、工事種別ごとに分けて添付してください。

写真は、それぞれ日付の入ったものとします。

住宅改修に係る承諾書

令和 元年5月7日

(被保険者)

住 所 高松市番町一丁目8番15号

氏 名 高松 花子

私は、上記の者が介護保険法に基づく住宅改修を行うために、次の建物について住宅改修を行うことを承諾します。

記

(建物所有者)

○ 建物の所在地 **高松市 番 町 一 丁目 8 番 15 号**
番地

○ 建物の規模 **木 造 2 階建 100 m²**

○ 建物の所有者 住 所 高松市番町一丁目8番12号

氏 名 介護 一郎 印

被保険者と同姓の場合でも、違う印鑑を押印すること。

介
護

別記様式（第4条関係）

令和元年5月7日

（宛先）高松市長

申出者（委任者） 住 所 **高松市番町一丁目8番15号**

氏 名 **高松 花子**



居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状

私は、次の者に令和元年5月7日の申請に係る居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限を委任します。

受任者 住 所 **高松市△△町123番地**

氏 名 **(有)○△工務店**
代表取締役 三角 丸男





（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 **839-2337**

（受領委任払い用）

委 任 状

委任者	<div style="text-align: right; font-size: small;">使用印鑑</div> 住所 高松市番町1-8-15 氏名 高松 花子 <div style="float: right; text-align: center;">  </div>
受任者	<div style="text-align: right; font-size: small;">使用印鑑</div> 住所 高松市番町1-8-15 氏名 高松 丸男 <div style="float: right; text-align: center;">  </div>
委任事項	<div style="text-align: right; font-size: small;">同姓の場合は、委任者と 違う印鑑を使用すること。</div> <p style="text-align: center;">介護保険</p> <p> <input type="checkbox"/>居宅介護・介護予防サービス費等 <input type="checkbox"/>居宅介護・介護予防福祉用具購入費 <input checked="" type="checkbox"/>居宅介護・介護予防住宅改修費 <input type="checkbox"/>負担限度額・特定負担限度額差額 <input type="checkbox"/>高額介護サービス費・高額介護予防サービス費 <input type="checkbox"/>その他（ ） </p> <p style="text-align: center;">合算関係</p> <p> <input type="checkbox"/>高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費 高額介護合算療養費 </p> <p> 上記委任事項の <input type="checkbox"/>申請 <input checked="" type="checkbox"/>受領 にかかる権限 </p> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市役所への提出日</div> </div>
委任日	令和 元 年 5 月 7 日
あて先	高 松 市 長 高 松 市 会 計 管 理 者

※一枚の委任状で委任できる事項は、一項目です。

※現金払の場合、受任者の印鑑は領収の際に使用する印鑑を使用してください。

【入院・入所中や認定申請中の取扱い】

下記に該当する方が介護保険法に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修費が支給されない場合があります。

(1) 入院中又は施設入所中に改修する場合

住宅改修費の支給には、退院・施設退所して(在宅に戻って)改修後の住宅に実際に生活していることが必要になります。

退院しないこととなった場合は、申請の取下げになり、支給対象とはなりません。給付対象額全額が自己負担になります。

(2) 認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、**要介護認定を受けている方**です。

認定申請中に住宅改修はできますが、工事完了届は認定結果が出てからになります。

認定結果が非該当(自立)の場合は、申請の取下げになり、支給対象とはなりません。給付対象額全額が自己負担になります。

【介護保険の住宅改修における事前承諾書】

上記の事項を了承したうえで住宅改修工事を行います。

被保険者名	高松 花子	被保険者 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
-------	--------------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(1) (2) どちらかあてはまる項目に ○ をして必要項目を御記入ください。

(1)	入院・入所中の場合	退院・退所予定日 (令和 元 年 6 月 14 日)
	入院・入所施設名	〇〇 病院
(2)	認定申請中	申請日 (年 月 日)

完了届提出時に御 記入ください	退院・退所日	年 月 日	
	要介護認定日	年 月 日	要介護度()

※コピーを被保険者宛に送付しますので、上記欄を記入の上、完了届提出時に添付してください。
若しくは、完了届の退院・退所日、要介護認定日欄に記入してください。

玄関下駄箱への手すりの取付けに係る理由書

令和元年5月7日

被保険者住所 **高松市番町一丁目8番15号**
被保険者氏名 **高松 花子**

市役所への提出日

下駄箱に手すりを取り付ける理由	玄関に入ったの壁が土壁になっており、下地になり得る柱等もない為、下駄箱に手すりを取り付けることが必要である。
下駄箱の状況（固定されているものかどうか記載してください。）	据え付けにより固定されている。
手すりを下駄箱に取り付けることの安全性（手すりを下駄箱に取り付けても強度に問題がないか記載してください。）	手すりを取り付けても十分に強度があり、安全性に問題はない。

(施工業者の住所、名称)

住所 **高松市△△町123番地**
氏名 **(有) ○△工務店**

完了届

令和元年 7月 1日

(宛先) 高松市長

住所 **高松市番町一丁目8番15号**

氏名 **高松花子**

(被保険者番号 123456789)

電話 **839-2326**

完了届でなく、住宅改修費支給申請書の提出日を記入してください。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了届

令和元年 5月 7日付け介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請については、当該住宅改修工事が完了したので、次の書類を添えてお届けします。

1 改修費用 315,000 円 (領収書の金額)

2 工事着工年月日 令和元年 6月 24日

3 工事完成年月日 令和元年 6月 28日

4 添付書類

(1) 領収証

(2) 工事に要した費用の明細書

※ 着工前に提出した見積書と変更がない場合は、提出しなくてもかまいません。

(3) 工事完了後の写真（日付入）

(4) その他必要とする書類

事前承諾書の写しに記載の上、完了届に添付していただくか、当欄に御記入ください	退院・退所日	令和元年 6月 14日	
	要介護認定日	年 月 日	要介護度()

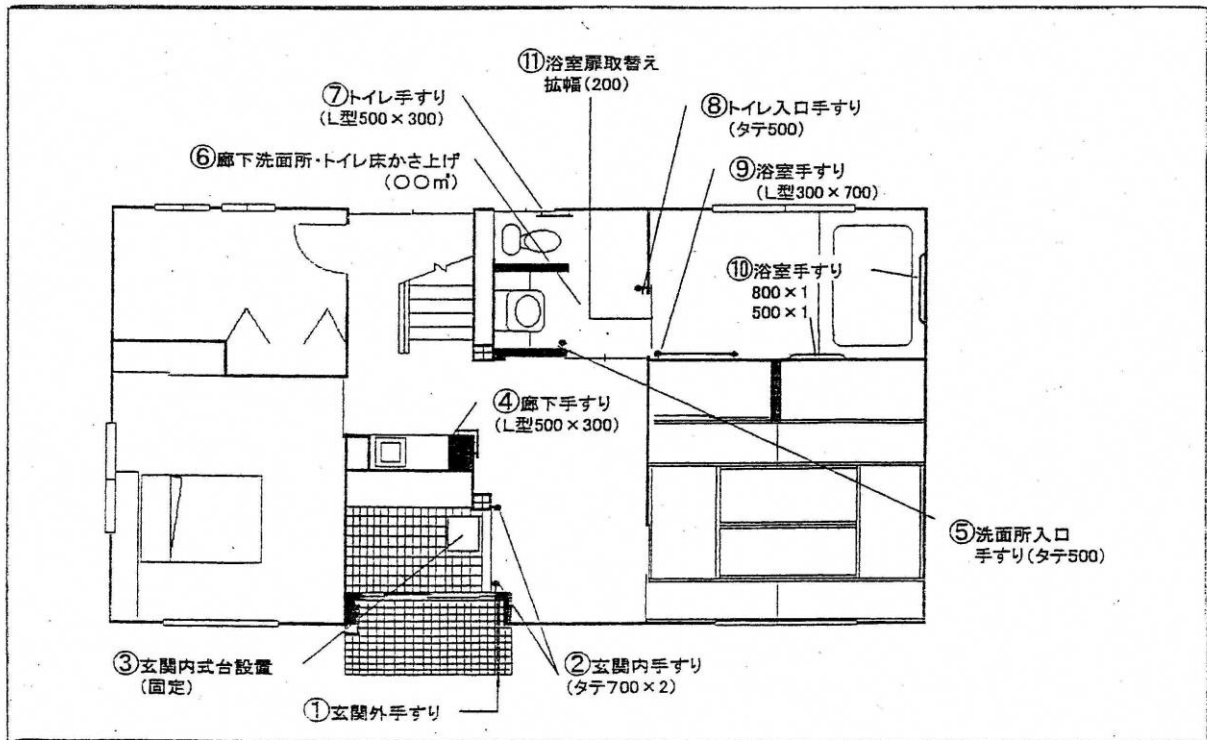
領収証記入例

<p>申請者(被保険者)の名前</p> <p style="text-align: center;">高松 花子 様</p>	<p>領収日は必ず記入してください。</p> <p style="text-align: center;">五 元 年 6 月</p>	<p style="text-align: right;">証</p> <p style="text-align: right;">収入印紙</p> <p>償還払いの場合、領収金額は工事明細書の合計金額、申請金額と一致すること。</p>
<p>但し、手すり等取り付け工事</p> <p>上記金額正に領収致しました</p>		
<p>高松市△△町 123番地 (有)○△工務店 代表取締役 三角 丸男 印</p>		

領収金額	¥	3	1	5	0	0	0	0	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

見積書と同じ業者印を押印してください。

見取図例



住宅改修費支給申請 チェックリスト (事前申請用)

被保険者番号		氏名			
介護度	<input type="radio"/> 要支援1 <input type="radio"/> 要支援2 <input type="radio"/> 要介護1 <input type="radio"/> 要介護2 <input type="radio"/> 要介護3 <input type="radio"/> 要介護4 <input type="radio"/> 要介護5				
	<input type="radio"/> 更新申請 <input type="radio"/> 区分変更申請中				
在宅の有無	<input type="radio"/> 在宅 <input type="radio"/> 入院(所)	負担割合	<input type="radio"/> 1割 <input type="radio"/> 2割 <input type="radio"/> 3割		
住宅改修の履歴	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	利用済金額	円	利用可能額	円

提出書類・確認事項	チェック	
I 申請書を提出する前に (I-①～③に「いいえ」がある場合は住宅改修の対象になりません)		
I-① 工事は未着工である	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
I-② 改修を行う住宅は、被保険者証に記載されている住所と一致している	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
I-③ 入院・施設入所中であり、退院・退所の時期が決定している	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
II 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書		
II-① 被保険者番号、個人番号、氏名、住所、生年月日が正しく記載されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
II-② 申請者は被保険者本人である	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
II-③ 改修費用見積額の欄に見積書の改修費総額が記載されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
II-④ 住宅の所有者は本人又は配偶者である(はいを選択した場合はVIが必要)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
II-⑤ 病院に入院又は施設入所中である(はいを選択した場合はXが必要)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
II-⑥ 支払方法は償還払い又は受領委任払いを選択している (受領委任払いの場合はIXが必要)	<input type="radio"/> 償還払い	<input type="radio"/> 受領委任
III 住宅改修が必要な理由書(1)		
III-① 必要事項がすべて記載されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
III-② 介護度、福祉用具の現状の利用状況と住宅改修後の想定にチェックが記載されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
III-③ 理由書の記載者が介護支援専門員以外の場合は資格者証のコピーが添付されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
IV 住宅改修が必要な理由書(2)		
IV-① 必要事項がすべて記載されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
IV-② 「困難な状況」、「改修目的」、「期待効果と改修項目内容」が一致している	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
V 見積書		
V-① 改修の種類・箇所ごとに商品名・仕様・部材単価・数量が明記されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
V-② 材料費と工賃が区分けして記載されている(※「〇〇工事一式」は不可)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
V-③ 見積書の宛名が被保険者本人である	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
V-④ 見積りに介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明記されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
V-⑤ 社印が押印されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
VI 写真・カタログ・図面		
VI-① 写真の枠内に日付が入っている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
VI-② すべての改修箇所が確認でき、改修箇所の全景が確認できる写真が添付されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
VI-③ 改修内容・仕様部材等が確認できるような図面・カタログが添付されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
VI-④ 利用者の居住スペースの全体が確認できる平面図が添付されている	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
VI-⑤ 平面図に改修箇所が記載されており、施工前と施工後の確認ができる	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
VI-⑥ 床材変更の場合に「滑りにくい」旨が記載されているカタログ等を添付している	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
VII 住宅改修承諾書 (住宅所有者が本人でない場合のみ)		<input type="checkbox"/>
VIII 委任状 (申請者と振込口座名義人が異なる場合のみ)		<input type="checkbox"/>
IX 受領委任払い用委任状 (支払方法で受領委任払いを選択した場合のみ)		<input type="checkbox"/>
X 事前承諾書 (被保険者が入院、入所している場合のみ)		<input type="checkbox"/>

【参考4】住宅改修質疑応答

1. 手すりの取付け

【老朽化した手すりの取付け】

Q1 介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、手すりを設置する場合は対象となるか。

A1 単に老朽化したとの理由であれば認められない。

【固定材による取付け】

Q2 住宅改修における手すりの取付けには、ねじで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤（エポキシ剤）による取付けは住宅改修に当たらないか。

A2 住宅改修の対象である。

【手すりの形状】

Q3 手すりには、円柱型等の握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

A3 支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

【福祉用具貸与の対象である手すりの設置について】

Q4 福祉用具貸与の対象となっているトイレの手すりを用いて住宅改修を行った場合、トイレの手すりを住宅改修費として請求できるか。

A4 当該手すりをトイレの床面等に固定する工事を伴うものであれば住宅改修費として請求できるものとする。

【段差解消・手すりについて】

Q5 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。

A5 貴見のとおり。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置・通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

【段差解消・手すりについて】

Q6 玄関下駄箱への手すりの取付けは住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。

A6 下駄箱が固定されていること安全性に問題がないこと等記載された理由書の提出により対象。

2. 段差の解消

【玄関以外のスロープについて】

Q7 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。またスロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

A7 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

【浴室の段差解消工事について】

Q8 段差を解消するため浴室にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の対象となるか。

A8 浴室にすのこは、特定福祉用具の入浴補助具の浴室にすのこ（浴室に置いて浴室の床の段差解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

【廊下のかさあげ】

Q9 居室等と廊下に段差があり、この段差を解消するために「廊下をかさ上げる工事」は、給付対象としてよいか。

A9 質問にあるような居室と廊下の段差解消には、敷居の改修やスロープの設置が想定されるが、それらによることができないと判断される場合は、該当するものとして差し支えない。

【床段差解消工事に伴うコンセントの配線工事について】

Q10 床段差解消工事に伴い、既存の電気コンセントが利用できなくなったため、新たにコンセントを段差解消した床より高いところに配線しなおした場合は給付対象になるか。

A10 付帯工事として考えられる。

【敷地内の段差解消について】

Q11 玄関から門扉以外の住宅周辺の飛び石を撤去し段差を解消する工事は、支給対象になるか

A11 玄関から外に出るまでを想定している。家の周囲を移動するための工事は、想定していない。

【上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

Q12 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。

A12 式台については、持ち運びが容易でないものは段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。（金具等で固定した場合は、固定したことが分かる写真の添付が必要）。また、上がり框を2段にする工事は段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

【段差解消機等の設置について】

Q13 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は、住宅改修の支給対象となるか。

A13 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の支給対象外である。また、手動式のものであっても支給対象外となる。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

【ユニットバスによる段差解消・床材の変更の可否について】

Q14 浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行なう場合、給付の対象とすることは可能か（ただし、給付対象額の算出は購入設置費用総額を面積按分で算出するもの）。

A14 貴見のように、按分することが可能であれば、給付の対象とすることができるものと考えられる。

【土間を居間にすることは段差の解消になるか】

Q15 現在入院中の要介護者が帰宅するに当たり、店舗付き3階建て住宅（各階約10坪）の1階部分を、従来店舗として使用していた土間部分（約5坪）に高さ約20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする住宅改造を計画している。身体の状況から2～3階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、段差の解消として認めることができるか。

A15 個別の住宅改修の実態に応じて適宜判断することになる。なお、この場合、段差の解消に該当すると考えられる。

【昇降機設置のための犬走り撤去について】

Q16 掃き出し窓の下に居室の出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため撤去したい。撤去費用は、段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象となるか。

A16 昇降機の設置は住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられない。

【ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置について】

Q17 ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修費の支給の種類に該当しないと考えられるがいかがか。また、階段昇降機は取付工事を伴うため、福祉用具貸与品目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよいか。

A17 貴見のとおり。取付け工事の伴わない段差解消機については、福祉用具貸与で対応可。（H15.4.1より）

【母屋と離れのための渡り廊下について】

Q18 母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、二つの建物間に渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差の解消及び手すりの取付け並びにこれらの付帯する工事として保険給付の対象となるか。

A18 保険給付の対象となる。

【階段の段差解消について】

Q19 一般的には、身体状況の変化により、既存のスロープでは対応できず、スロープの角度を緩やかにする工事は段差解消に該当する工事と思われます。階段の段数が増えれば、一段当たりの蹴上げの高さが低くなるので段差解消になるとされています（愛知県豊川市に対する厚生労働省の回答・平成16年4月27日）が、この度、蹴上げの高さは変えずに、踏み面を広げて、階段の角度を緩やかにする工事が行われました。1階と2階の間の高さ、それぞれの蹴上げの高さが共に変わらないことから、保険者としては段差解消の工事には該当しないと考えますが、この工事内容が段差解消の対象になるか、御教授ください。

A19 個別の状況を勘案しての判断となる。なお、踏み面を広げることが自立支援に即していると判断できれば、支給対象としても差し支えないと考えられる。

【浴槽の取替について】

Q20 「平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

A20 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

【浴槽の縁を高くする工事について】

Q21 「平成13年5月28日 住宅改修Q&A（追加）」によると、浴槽の縁も段差に含まれると記載してあります。この度、浴槽の縁に腰掛け、体の向きを変えて入浴する為に、浴槽の縁を高くする工事が行われました。浴槽の縁に腰掛けるために浴槽の縁を高くする工事が住宅改修の対象になるかお尋ねします。

A21 住宅改修の支給対象とは認められない。

【洗面台の取替え】

Q22 車椅子で生活している人が、現在の洗面台では車椅子がつかえてしまい、顔を洗うのに不自由なため、車椅子でも利用しやすい洗面台に取り替えたいとのことだが、住宅改修に該当するか。

A22 住宅改修の種類にはないので、保険給付の対象とはならない（高松市障害者住宅改造助成制度では対象）。

【水道の蛇口の取替え】

Q23 台所の洗面台の蛇口を、力が弱くてもひねられるものに取り替える場合は、給付対象になるか。

A23 住宅改修の種類にはないので、保険給付の対象とはならない。

3. 滑り防止・移動の円滑化

【床材の表面加工について】

Q24 滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつける等)は住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

A24 いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出ている、あまりに滑りが悪いと、つまづき転落する危険性もあるので、工事にあたっては十分に注意が必要。

【カーペットの取り扱い】

Q25 滑りの防止及び移動の円滑化等を目的にカーペットを敷くことは、「滑りの防止及び移動の円滑化のための通路面の材料の変更」に該当するか。

A25 敷くだけでは支給対象とならない。なお、滑りの防止及び移動の円滑化等を目的にカーペットやクッションフロア等を貼り付ける場合は、その効果が判断できるようカタログ等の添付が必要。

【廊下の床の取替えについて】

Q26 廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更」となっているが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることも、「移動の円滑化」として給付対象と考えてよいか。

A26 老朽化や物理的、化学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば、改修は給付対象外。

【設置工事の必要のない滑り止めのための床材について】

Q27 工事や取付けの作業を要さず(床への張り付けや釘止めも不要)、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事を要さず、床段差解消にも該当しないことから、住宅改修の対象にも、福祉用具購入費の対象にもならないと考えるがどうか。

A27 貴見のとおり、床に置くだけであれば、住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しない。

【浴室の床材の変更について】

Q28 老企第 34 号通知によると、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち「滑り止め防止及び移動の円滑化等」のための床材変更は、「浴室においては床材の滑りにくいものへの変更」とある。これについては、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も対象になるか。それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の対象となるのか。

A28 マットを浴室内に敷くだけであれば、住宅改修の対象としていない。また、福祉用具の購入対象としても扱っていない。

【廊下に設置されている洗面台の移動に係る経費について】

Q29 車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象か。住宅改修の項目にはこういった項目がないことから、住宅改修の対象には入らないと考えるが如何か。

A29 貴見のとおり、住宅改修の対象にはならない。

【傷んだ廊下の床材の取替えについて】

Q30 廊下の床の取替えについては、「滑りの防止及び移動の円滑のための床又は通路面の材料の変更」となっているが、車椅子の通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として、住宅改修の対象として考えてよいか。

A30 老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とするのであれば改修は対象外である。

【通路面の材料の変更について】

Q31 通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

A31 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等考えられる。路盤の整備は、付帯工事として支給対象として差し支えない。

【廊下の滑り止め改修材について】

Q32 転倒防止のためゴム製の床材を廊下に貼り付けた場合、住宅改修の対象となると思われるが、如何か。

A32 強力な接着剤で貼り付けるのであれば対象とする。

【階段に滑り止めのゴムを付ける工事について】

Q33 階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑のための床又は通路面の材料の変更」としてよいか。

A33 支給対象となる。

4. 扉の取替え

【扉工事について】

Q34 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

A34 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取り替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

【引き戸の取替え工事について】

Q35 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、住宅改修の支給対象となるか。

A35 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

【扉の拡張と位置の変更】

Q36 車いす利用者が浴室の扉をひとりで閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としていいか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なのか。

A36 貴見のとおり、要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由による改修ならば可能。

【開き戸の調整工事について】

Q37 開き戸が大きく開くため、開く具合を小さく調整する工事を行った場合、給付対象として認めてよいか。

A37 本人の身体状況に合わせて改修を行うのであれば、給付対象と考えられる。

【ドアノブの交換について】

Q38 従来ついていたトイレのドアノブ（丸ノブ）をレバー式の物に交換した場合住宅改修として認めてよいか。

A38 可能と考えるが、既存のものが古くなったからといって新しい物に取替えるという理由であれば対象とならない。

【ドアノブについて】

Q39 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」平成12年1月31日 老企第34号)によると、「引き戸等への扉の取替え」では、ドアノブの変更と記載されています。平成12年4月28日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬等に係るQ&A Vol.2」にはレバー式把手等と記載されています。被保険者の身体状況から、棒状の把手やプッシュ・プル式の把手を採用している工事が行われ、保険者としても十分納得いく内容の工事と思われる。レバー式把手等の「等」には、棒状の把手やプッシュ・プル式の把手も含まれると思いますが、いかがですか？

A39 高齢者の身体状況により、棒状の把手やプッシュ・プル式の把手が適当と判断されれば、住宅改修費の支給対象となる。

5. 洋式便器等への取替え

【洋式便器への便器取替え工事について】

Q40 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

A40 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の洋式便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えないと考える。

【既設洋式便器への洗浄機能の取付け工事について】

Q41 既設の洋式便器の便座を、洗浄機能が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の対象か。

A41 介護保険で便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定している。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

【洋式便器の改修工事について】

Q42 リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。

- ① 洋式便器をかさ上げする工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A42 ①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。

【和式便器の腰掛け式への変換について】

Q43 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。

A43 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

【洋式トイレの向きを変える場合について】

Q44 障害に適應するように、現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は、住宅改修の対象としてよろしいか。

A44 「洋式便器等への便器の取替え」として対象になると考える。

【洋式トイレの新設について】

Q45 居室から遠い和式トイレを取り壊し、居室近くにトイレを新設する場合給付対象に該当するか。

A45 和式便器を洋式便器に取替えたものと考えられるので「洋式便器等への取替え」に該当する。
(既存のトイレがそのままであれば増築となり、住宅改修にはならない。既存のトイレを取り壊すのであれば、便器の取替えとして給付の対象となる。)

【居室横に洋式トイレを移設する場合について】

Q46 要介護者の住む居宅の改修時に、要介護者の状態を勘案し、居室横(近く)に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の対象としてよろしいか。なお、居室から遠く古い和式トイレは撤去します。

A46 和式便器を洋式便器に取り替えたものと考えられるので「洋式便器等への取替」に該当すると考える。

【便器の取替えに伴い認められる水洗化工事の範囲】

Q47 便器の取替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われませんが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する枡からトイレまでの排水管工事を指すのか。

A47 非水洗化の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、「水洗化」工事は対象にならない。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、排水管の長さや位置を変える場合を想定している。

【洋式便器への取替えを行った場合における住宅改修告示第6号の範囲】

Q48 男性用、女性用それぞれ個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するとの判断でよろしいか。

A48 個別の住宅改修の実態に応じて適宜判断することになる。なお、単に壁を撤去するというだけでは、付帯工事には該当しないものとする。

【トイレ改修に伴う仮設トイレの設置費について】

Q49 和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、支給対象となるか。

A49 付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は給付対象とならない。

【一つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について】

Q50 同一世帯に2人（夫婦）の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）は妻（要介護1）、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫（要支援）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。

A50 重複しなければ可能。

【身体障害者用トイレへの取替え及びそれに伴う床面積の拡大等について】

Q51 現在病院にてリハビリ訓練中の要介護者がいる。その方は、両下肢機能が全廃している身体障害者で車イスで生活している。近日退院予定であるが、既存のトイレでは自力で排泄できない。次のトイレ改修を計画しているが、住宅改修費の支給対象となりますか。

①既存のトイレでは、車イスでの方向転換ができないので、既存トイレ横の押入を潰し、トイレの床面積の拡大、②手すりを便器の両横に取り付けるが、そのスペースが必要なため、便器を若干横に移動、③トイレの床材を滑らない床材に変更（支給対象は、現在のトイレの床部分のみか、広げた床全体か）、④現在の洋式便器では幅が広く足が広がらないため排泄が困難であることから、身体障害者用の横幅が狭く、車イスと同じ高さの洋式便器への取替え

A51 ①住宅改修の種類には該当しないので対象外、②対象、③広げた部分も対象となる。ただし、床材を変更する必要性を慎重に検討すること。④対象

※ ②と④において便器の取替えが重複していると考えられる。

6. 支給申請関係

【領収証について】

Q52 領収証は写しでもよいか。また、領収証の氏名は申請者である要介護被保険者であることとされているが、実際には代金を支払うのは家族・親戚等である場合、現実の支払者あての領収証をもって代えることは可能か。

A52 申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。また、被保険者の領収証が必要。

【工事内訳書について】

Q53 申請書に添付する工事内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

A53 工事内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

【添付写真の日付について】

Q54 申請書に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合どうすればよいか。

A54 工事現場等で黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱いをされたい。

【住宅改修における写真の現像等に必要な費用について】

Q55 住宅改修の申請に添付する写真の現像料等については、申請者（被保険者）の負担としてよいか。

A55 申請者（被保険者）の負担としてよいと考える。

【住宅改修申請の時効の起算日について】

Q56 住宅改修申請の時効は2年とのことですが、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日か。

A56 支払日が基準。

7. その他

【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

Q57 住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に、手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

A57 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

【賃貸住宅退去時の改修費用について】

Q58 賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

A58 住宅改修の支給対象とはならない。

【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】

Q59 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

A59 介護保険の住宅改修は、現に居住する住所を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。この場合、子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の対象となる。

【入院（入所）中の住宅改修について】

Q60 要介護者が、医療機関に入院中に住宅改修を行い、改修費の支給申請を行うことは可能と考えるが、介護保険施設入所者が、施設の退所を前提に、当該施設入所中に住宅改修を行うことは可能か。

A60 入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので、住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられるので、事前に市町村に確認をした上で住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは、差し支えないものとする。施設を退所する場合も、本来退所後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱ってよい。この場合、退院・退所すれば支給申請できるが、死亡した場合は申請できないので、十分留意されたい。
※ただし、H18.4.1以降は事前申請が必要になり、退院・退所後に完了届けを提出することになります。

【家族が行う住宅改修について】

Q61 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。

A61 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外とすることが適当。

【住宅改修中に被保険者が死亡した場合の取扱いについて】

Q62 住宅改修中に被保険者本人が死亡した場合には、住宅改修している完成部分について介護保険の給付対象としてよいか。又は、申請時に被保険者が死亡していることから認めないことで却下すべきか。

A62 死亡時に完成している部分まで介護保険の給付対象として申請できる。

【住宅改修中に被保険者が入院した場合の取扱いについて】

Q63 在宅サービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が着工後に容態の急変により入院し、退院の見通しが見つからない場合に、要介護者から住宅改修の申請があった場合、支給は可能か。

A63 要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで給付対象となる。

【支給限度額の算定方法について】

Q64 住宅改修の合計が20万円に達するまで、何度でも申請できるのか。

A64 可能。老企第42号通知を参照のこと。また次の場合に限り、特例として改めて20万円まで支給を受けることができる。①最初に住宅改修の支給を受けたときと比較して要支援及び要介護状態区分が3段階以上上がった場合、②転居した場合

【施設から一時帰宅のための住宅改修について】

Q65 月に数回施設から帰宅する住宅改修は、介護保険の住宅改修が在宅介護サービスの範疇であるため、この場合は住宅改修に該当しないと判断してよいか。

A65 施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっており、住宅改修についても同様と考える。

【賃貸住宅・アパート・マンションの共用部分の住宅改修について】

Q66 賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。また、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

A66 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所、トイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。退去時に原状回復のための費用は支給対象とならない。

【住宅会社を営んでいる要介護者が改修を行った場合について】

Q67 住宅会社を営んでいる要介護者が改修を行い支給申請した場合、材料費以外の手間賃を支給対象としてよいか。

A67 その会社が法人であれば、手間賃等も対象としてよいが、個人会社であれば材料費だけを対象とする。

【住宅改修が必要な理由書を作成する者について】

Q68 平成12年3月8日付け老企第42号通知に住宅改修が必要とする理由書を作成する者について、「市町村が行う住宅改修指導事業（リフォームヘルパー事業）等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。」と記載されています。介護予防・地域支え合い事業の住宅改修支援事業で介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の者その他これに準ずる資格等を有する者などについて理由書を作成する者としています。理由書を作成する者について、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の者については、その前提として、住宅改修支援事業を行っている市町村から委託等を受けていることが必要でしょうか。御教示願います。

A68 貴見の通り、老企42号で示している通り、市町村が行う事業等において、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家であることが前提である。しかし、理由書作成者が住宅改修について十分な専門性があると保険者が判断できる者であれば住宅改修支援事業で委託等を受けていることに限定されない（例えば、同じく介護予防・地域支え合い事業の福祉用具・住宅改修地域利用促進事業において登録されている専門家等も想定される。）。

【2】福祉用具購入 (特定福祉用具販売)

福祉用具購入は、平成18年4月から事業者の指定制度が導入されました。このため、特定福祉用具を購入する際は、指定販売事業者で福祉用具専門相談員の技術的援助及び助言を受けて、適切に選んでください。

1 福祉用具購入費の支給要件

居宅要介護（支援）被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具を購入したときに支給されるものです。

（1）支給限度額等

福祉用具購入費は、居宅要介護（支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために市が必要と認める場合に限り支給します。

- ① 福祉用具購入費の**支給限度基準額は10万円**です。このうち、現に福祉用具購入に要した費用の**10分の9割・8割又は7割に相当する額**を保険給付します。支払いは、いったん費用の全額を被保険者側が負担し、のちに9割・8割又は7割の払戻しを申請する償還払いの方法と、被保険者が1割・2割又は3割の自己負担額を支払い、高松市から直接販売事業者に9割・8割又は7割を支払う受領委任払いがあります。
- ② 福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、**毎年4月1日からの1年間**です。
- ③ 福祉用具購入費は、対象とならない用具の場合には保険給付できません。また、保険対象となる購入費用の総額が支給限度基準額の10万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。
- ④ **同一種目の福祉用具購入費の支給は1度に限り**ますが、当該福祉用具が破損した場合、用途及び機能が著しく異なる場合等、特別の事情がある場合で市が必要と認めるときは再度購入することが可能です。詳しくは、事前に介護保険課にお問合せください。
※特別な事情とは、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれます。

（2）対象となる人

要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けた被保険者で、居宅介護（介護予防）サービスを受けている人（入院中の方や施設介護サービスを受けている人は対象になりません。）

（3）購入できる事業者について

各都道府県知事の指定を受けた指定販売事業者で購入してください。※指定販売事業者以外からの購入は対象になりません。

（4）購入できる福祉用具の種目について（44ページ参照）

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分

- ⑦ スロープ
- ⑧ 歩行器
- ⑨ 歩行補助つえ

(5) 申請に必要な書類について

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ② 領収証
- ③ 委任状（受領委任払い等、受領が被保険者本人と異なる場合）
- ④ 見積書（受領委任払い、オーダーメイドの場合）
- ⑤ 福祉用具のパフレット、その他福祉用具の概要を記載した書面
- ⑥ 被保険者証（コピー）
- ⑦ 負担割合証（コピー）
- ⑧ 福祉用具サービス計画書のコピー（選択制の種目を購入する場合）
- ⑨ 本人の個人番号が確認できる書類
 - 1) 個人番号カード
 - 2) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し＋写真付きの公的機関発行の身分証明書を1点（例）運転免許証、パスポート等
 - 3) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し＋写真付きではない公的機関発行の身分証明書を2点（例）介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険証、年金手帳等

(6) 申請の無効等

次の①～③のいずれかに該当するときには、福祉用具購入費の支給申請、支給決定又は給付費の支払いに際し、申請を無効とし、決定を取り消し、又は給付費の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

- ① 虚偽の申請その他の不正行為により、支給決定又は給付を受けたとき
- ② 介護給付費により購入した福祉用具を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保等に供したとき
- ③ その他、市長が不相当と認めるとき

厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

(平成11年厚生省告示第94号・法第44条第1項)

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
- (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）但し、設置に要する費用については従来通り法に基づく保険給付の対象とならないものである。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。ただし、専用ジェル等装着の都度消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

(1) 入浴用いす

座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

(2) 浴槽用手すり

浴槽の縁をはさみこんで固定することができるものに限る。

(3) 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

(4) 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

(5) 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

(6) 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

(7) 入浴用介助ベルト

身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

7 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

8 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。

9 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

2 福祉用具購入費の支給申請書及び添付書類についての留意事項

- (1) 購入の際には、要介護認定を受けているか、認定有効期間内であることを介護保険被保険者証で確認をしてください。
- (2) 指定販売事業者であることを確認してください。指定された事業者以外の事業者で購入された場合は申請することはできません。
- (3) 申請書等に必要な記載事項

① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（48ページ参照）

- ・ 福祉用具名等（種目及び商品名、製造事業者名及び指定販売事業者名）
- ・ 福祉用具購入に要した費用
(受領委任払いの場合は10割の金額と1割・2割又は3割の金額及び購入を行った年月日)
- ・ 福祉用具を必要とする理由 **※未記入の方が多いです。提出前に再度確認してください。**
なお、申請書に居宅サービス計画を添付した場合で当該申請に係る福祉用具が必要であると認められるときは、理由の記載を要しません。
- ・ 支払方法依頼欄（※原則、申請者は被保険者本人、償還払いの場合は口座も本人名義）

② 領収証（51ページ参照）

- ・ 原本を提出してください。返却が必要な場合は、窓口でコピーに原本確認済印を押してから原本裏面に受付印を押して、お返しします。
- ・ 受領委任払いの場合、給付対象額に自己負担割合を乗じた額（1円未満の端数は切上げ）が領収金額になります。
- ・ 個々の用具ごとの商品名、製造事業者名、金額明細を記入してください。

※ 同月内に2品目以上を同時に購入する場合、見積及び領収書は合計した金額で申請してください。

(例) 入浴用いす 20,005 円（10割） 浴槽用手すり 20,001 円（10割）の2品目を同時に購入し申請する場合、40,006 円に自己負担割合を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）が自己負担金額になります（この場合は、4,001 円（1割負担）、8,002 円（2割負担）又は12,002 円（3割負担）となりますので、受領委任払いを選択している場合は、領収金額にお気を付け下さい。).

- ・ 支給限度基準額（同一年度内で10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の販売費用の額に自己負担割合を乗じた額と支給限度額を超える額の合計になります。

○ 1円未満の端数がある場合

(例) 購入費用の合計額が 33,333円の場合

利用者負担額=33,333×1/10 (2/10) =3,333.3円 (=6,666.6円)

≒3,334円 (≒6,667円) (1円未満の端数切上げ)

- 支給限度基準額（10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の購入費用の額に自己負担割合を乗じた額と支給限度額を超える額の合計になります。

(例) 既に33,333円分の福祉用具購入を行っている利用者が、70,000円の福祉用具を行った場合

(支給限度基準額内の購入費用の額) = 100,000円 - 33,333円

= 66,667円・・・支給限度額 (支給対象となる額)

(支給限度額を超える購入費用の額) = 70,000円 - 66,667円

= 3,333円・・・支給限度額を超える額 (支給対象とならない額)

利用者負担額 = 66,667 × 1/10 (2/10) + 23,333円

= 6,666.7円 (13,333.4円) + 23,333円 = 29,999.7円 (36,666.4円)

≒ 30,000円 (≒ 36,667円) (1円未満の端数切上げ)

※ 3割負担の場合は、支給限度基準額内の購入費用の額に3/10を乗じてください。

③ 委任状 (49・50ページ参照)

- ・ 委任をする場合は委任状が必要です。

(受領委任払い等、受領が被保険者本人と異なる場合の委任状)

④ 見積書 (受領委任払い、オーダーメイドの場合)

- ・ 販売業者の押印をしてください。

⑤ 福祉用具のパンフレット、その他福祉用具の概要を記載した書面

⑥ 被保険者証 (コピー)

- ・ 介護保険の被保険者証が必要です。

⑦ 負担割合証 (コピー)

- ・ 被保険者の負担割合を確認するために負担割合証が必要です。

⑧ 福祉用具サービス計画書のコピー (選択制の種目を購入する場合)

⑨ 本人の個人番号が確認できる書類

1) 個人番号カード

2) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し+写真付きの公的機関発行の身分証明書を1点 (例) 運転免許証、パスポート等

3) 通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し+写真付きではない公的機関発行の身分証明書を2点 (例) 介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険証、年金手帳等

(4) カタログの福祉用具を基にして、オーダーメイドされたもの (イレクター、移乗台等) は次の書類を申請書に添付してください。

申請書+ (領収書の原本、カタログの写し、見積書)

* カタログの福祉用具の横に見積りに代わる明細を手書きで加えていただいても構いません。

(5) カタログにもないオーダーメイドの福祉用具 (木製すのこ等) は、次の書類を申請書に添付してください。

申請書+ (領収書の原本、現物写真、見積書)

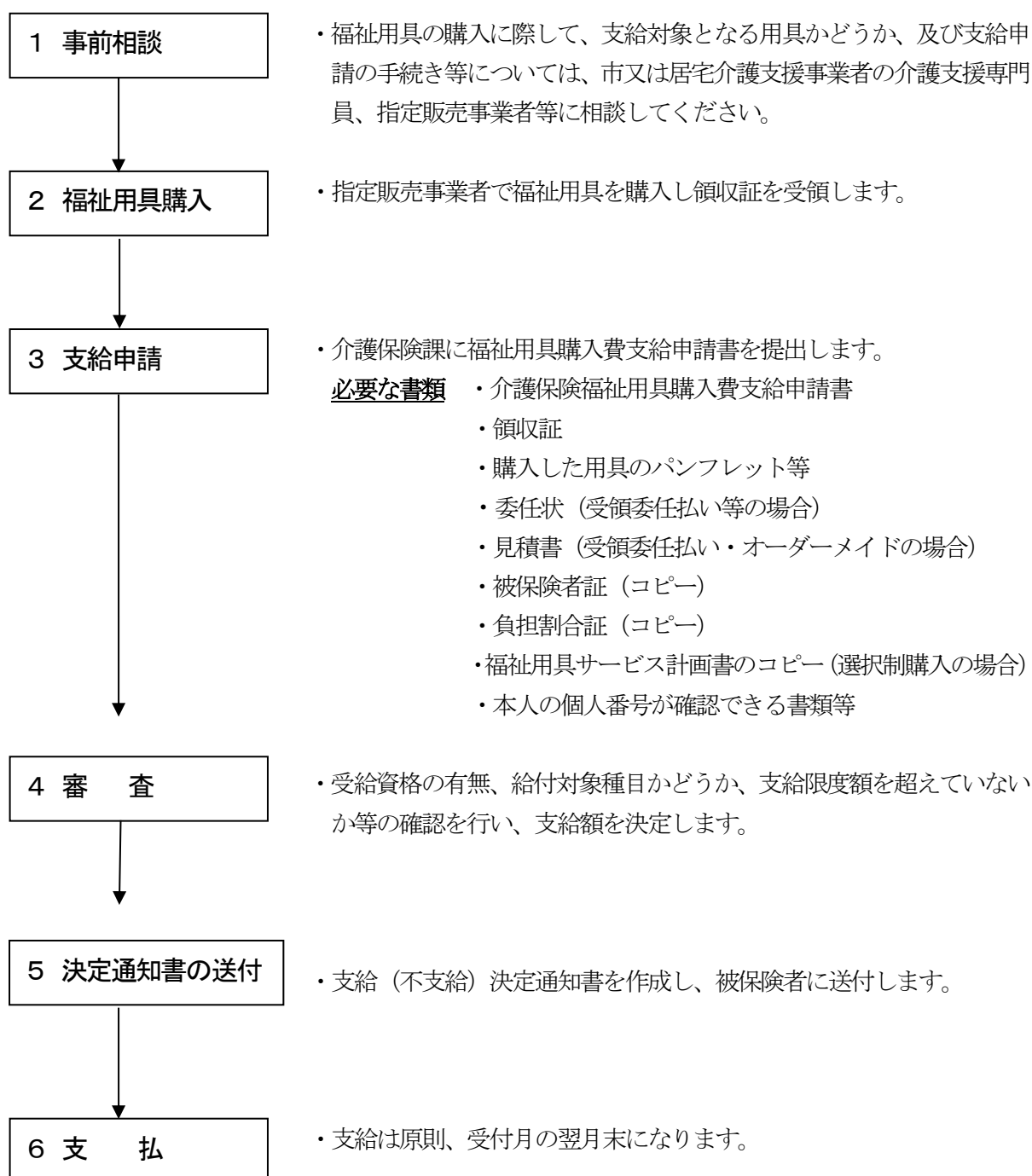
(6) 同一種目の再購入については、原則対象外です。理由によっては、適用となる場合がありますのであらかじめご相談ください。申請書の福祉用具を必要とする理由欄とは別に、理由書を提出してください。(様式はありませんが、被保険者番号、氏名、生年月日、再購入が必要な詳しい理由、事業所名及び担当ケアマネジャー名をご記入の上、事業所印を押印したものをご提出ください。)

3 その他申請に関する留意事項

(1) 負担割合の適用

- ・ 福祉用具購入費（介護予防を含む）については、領収証記載日時点における利用者負担割合を適用することが基本です。口座引き落とし等により事業者が領収する時期が遅れ、このため負担割合が変更となる場合は、変更前の納品日等における負担割合で対応します。

【参考 1】福祉用具購入費の支給申請の手続き



【参考2】福祉用具購入支給申請に必要な書類の記入例

居宅介護 介護保険介護予防福祉用具購入費支給申請書

被 保 険 者	フリガナ	タカマツ ハナコ		保険者番号	3	7	2	0	1	1									
	氏名	高松 花子		マイナンバーを記入してください。							2	3	4	5	6	7	8	9	0
	生年月日	昭和 3年 2月 1日		個人番号	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5			
	負担割合	1割																	
住所	〒760-8571 高松市番町1丁目8-15		電話番号	受領委任払いの場合は、10割の金額と1割・2割又は3割の金額（1円未満の端数は切上げ）を記入してください。															
福祉用具名 (種目名及び商品名)	安定シャワーチェア KGミドル		製造事業者名及び 販売事業者名	マロン化成/□□(株)		購入金額	15,000円		購入日	令和6年 3月12日									
用具ごとに製造事業者名及び販売事業者名を記入してください。					円			年	月	日									
福祉用具を必要とする理由	下肢筋力低下のため、入浴時の身体安定のためにシャワーチェアが必要																		
個々の用具ごとに記入してください。	えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。																		
申請者	住所	高松市番町1丁目8-15		電話番号	087-839-2326														
氏名	高松 花子																		

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を次の支払方法により処理してください。

支払方法 依頼欄	<input checked="" type="checkbox"/> 償還払い（口座振替）																	
	<input type="checkbox"/> 受領委任払い（口座振替）																	
	口座振替先	銀行	〇〇		本店	△△		種目	口座番号									
		農協			支店			1										
		金融機関コード			店舗コード			2										
フリガナ		1 2 3 4		フリガナ	9 9 9		被保険者の口座に振り込みます。被保険者以外の方への振込みは委任状が必要になります。											
口座名義人	高松 花子																	

- 注 (1) この申請書の裏面に、領収証及び当該福祉用具のパフレット等を添付してください。
 (2) 「福祉用具を必要とする理由」欄は、個々の用具ごとに記載してください。
 欄に記載しきれないときは、裏面に記載してください。
 (3) 受領委任払いによる場合は、所定の委任状を添付してください。

別記様式（第4条関係）

令和**6**年 **4**月**1**日

（宛先）高 松 市 長

申出者（委任者） 住 所 **高松市番町一丁目8番15号**

氏 名 **高松 花子**

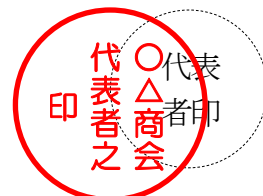


居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領に関する委任状

私は、次の者に令和**6**年 **4**月**1**日の申請に係る居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領に関する権限を委任します。

受任者 住 所 **高松市△△町123番地**

氏 名 **(有) ○△商会**
代表取締役 三角 丸男





（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

（受領委任払い用）

委任状

申請書と同じ印鑑を押印すること。

<p>委任者</p>	<p>住所 高松市番町1-8-15</p> <p>氏名 高松 花子</p> <p style="text-align: right;">使用印鑑</p> 
<p>受任者</p>	<p>住所 高松市番町1-8-15</p> <p>氏名 高松 丸男</p> <p style="text-align: right;">使用印鑑</p> 
<p>委任事項</p>	<p>介護保険</p> <p><input type="checkbox"/>居宅介護・介護予防サービス費等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>居宅介護・介護予防福祉用具購入費</p> <p><input type="checkbox"/>居宅介護・介護予防住宅改修費</p> <p><input type="checkbox"/>負担限度額・特定負担限度額差額</p> <p><input type="checkbox"/>高額介護サービス費・高額介護予防サービス費</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>合算関係</p> <p><input type="checkbox"/>高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費 高額介護合算療養費</p> <p>上記委任事項の <input type="checkbox"/>申請 <input checked="" type="checkbox"/>受領 にかかるとの権限</p>
<p>委任日</p>	<p>令和6年 3月12日</p>
<p>あて先</p>	<p>高松市長 高松市会計管理者</p>

同姓の場合は、委任者と違う印鑑を使用すること。

※一枚の委任状で委任できる事項は、一項目です。

※現金払の場合、受任者の印鑑は領収の際に使用する印鑑を使用してください。

領収証記入例

申請者(被保険者)の 名前		領 収		領収日は必ず記入し てください。
高松 花子 様		令和6年3月12日		収入印紙
領収金額		¥ 1 5 0 0 0	円	複数用具購入の場合は 各用具ごとに用具名、製 造事業者、領収金額内 訳を記入してください。
但し		マロン化成製 安定シャワーチェアKGミドル		
上記金額正に領収致しました				
高松市△△町 123番地 (有)○△商会 代表取締役 三角 丸男 印				

償還払いの場合は、
販売金額全額

受領委任払いの場合は、1割・2割又
は3割の自己負担額（1円未満の端数
は切上げ）+対象外の金額の合計金額

見積書と同じ業者印を押
印してください。

【参考3】福祉用具購入質疑応答

【滑り止めマット（浴槽用）の取り扱い】

Q1 浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット（浴槽用）」は「浴槽内すのこ」に該当するか。

A1 該当しない。

【滑り止めマットについて】

Q2 浴室内すのこについては、「浴室内において浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る」となっているが、段差解消を目的とした「滑り止めマット」についても購入の対象としてよいか。

A2 「滑り止めマット」については、浴室内すのこには該当しないため対象とならない。

【特注すのこ等の作成について】

Q3 浴室内すのこ等を一般の大工に作成してもらった場合（メーカー以外の場合）、福祉用具購入費として支給が可能か。可能であればパンフレットはどうするのか。

A3 浴室内に置いて浴室の床段差の解消ができるものであり、指定業者からの購入であれば福祉用具購入費の支給対象となる。ただし、オーダーメイドの場合は、見積書及び設置前後の写真により現物の確認を行う必要がある。

【部品みの購入について】

Q4 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は、福祉用具購入費の対象となるか。

A4 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。

【外観・機能等の制限について】

Q5 腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付のものなど高額なものもあるが特に制限がないと考えてよいか。

A5 給付対象となる福祉用具の取扱いについては、平成12年1月31日付け老企第34号をもって示しているところであり、この取扱いに該当するものであれば、家具調のもの等、額にこだわらず、利用者がそれを選択すれば、給付対象として差し支えない。

【オプション部分の取り扱いについて】

Q6 洗浄機能を有する腰掛便座を購入した場合、その機能が区分できる場合（オプション仕様等）でも、給付対象となるか。

A6 洗浄機能のついた一体型の腰掛便座は給付対象となる。ただし、特定福祉用具とそれに新たな機能を付加するオプション部分は、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断することになるので、特定福祉用具の種目に該当しないオプション部分（洗浄機能部分）については、保険給付の対象外になる。

【セット商品で当該腰掛便座用手すりも購入した場合】

Q7 腰掛便座と当該腰掛便座用手すりをセット商品として購入した場合、機能を有する部分が分類できる以上、腰掛便座部分のみ福祉用具購入費の対象となり、手すり部分は貸与の対象として判断してよいか。

A7 貴見のとおり。ただし、貸与種目である手すりを既に購入している場合は、貸与の対象とすることはできない。（自己負担となる。）

【入院外泊時の購入について】

Q8 病院に入院中の被保険者が退院に向けて外泊訓練中であり、近日中に退院予定である。外泊訓練時、居宅においてポータブルトイレが必要であると、介護支援専門員が認め、本人も了承している。この場合、福祉用具購入費の支給は可能か。

A8 介護保険の介護サービスは、医療保険適用施設に入院中の場合は利用できないので、外泊中に利用することを目的とした福祉用具の購入費の支給はできない。

【入院中の用具購入について】

Q9 入院中の要介護者が福祉用具を購入した場合、福祉用具購入費の支給は可能か。

A9 入院（入所）中の場合は特定福祉用具が必要と認められず、福祉用具購入費の支給はできない。ただし、退院と同時に必要な場合等は、事前に市町村に確認をした上で購入し、退院後に支給申請をすることは差し支えないものとする（退院しないこととなった場合は、申請できなくなることから、退院してから購入することが望ましい）。

【入院前の用具購入について】

Q10 在宅要介護者が福祉用具購入後に状態の急変により入院した場合、福祉用具購入の支給は可能か。

A10 入院前に購入したものであれば給付の対象になる。

【特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用者への福祉用具購入費の支給について】

- Q11 ①有料老人ホーム入所者で特定施設入所者生活介護を算定している要介護被保険者について、専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか。
- ②グループホームの入所者で①と同様に専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか。

A11 特定施設入所者生活介護及びグループホームのサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上可能であるが、施設では整備されていることが前提のため、一般的には必要ないと考えられる。しかし個室において特段の事情がある場合には、支給の対象となりうる。

【消費税及び端数処理の取り扱いについて】

- Q12 「特定福祉用具の購入費の支給」及び「福祉用具貸与のうち身障者物品に係らないもの」については消費税に係るが、この場合、本人負担額について以下の考え方でよいか。
1. 消費税部分についても保険給付があるという考え方でよいか。
 2. 償還払い金額に少数点以下の端数が生じた場合は、「四捨五入」で処理すればいいのか。

A12 1. 消費税部分についても給付対象となる。

2. 他のサービスと同様の考え方であり、保険給付額を小数点以下で切り捨てて処理し、残額が自己負担となる。

【福祉用具の共同購入について】

- Q13 共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易浴槽の購入を希望している場合、支払額を二分し、10万円の限度額を双方に適用することができるか。

A13 共同で特定福祉用具を購入することはできない。

【福祉用具購入に伴う送料について】

- Q14 福祉用具購入について、利用者が通信販売等で購入する場合、送料が別途請求されることがあります。福祉用具購入に伴う送料は、支給の対象とならないと考えますがいかがでしょうか。

A14 貴見のとおり

【同一種目の福祉用具購入について】

- Q15 介護保険法施行規則第70条第2項にて、「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、同一の種目の特定福祉用具については支給しない」とあるが、次の場合如何か。①昼間は和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を既に購入しているが、夜間、居室にて利用するためのポータブルトイレを新たに購入することは可能か。②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽内いすの購入は可能か。

A15 ①平成18年度までは同一年度の支給限度額期間内は給付対象としていないが、平成19年4月1日領収分からは給付対象の取り扱いをしている。②給付対象の取り扱いをしている。

【福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」の記入について】

Q16 福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」の記入は、ケアマネジャーが記入することが適切と考えられるが、福祉用具購入のみを希望する場合等、ケアマネジャーが関わっていない人の場合、誰が記入するのが適切か。

A16 住宅改修費と異なり、規則上、「福祉用具が必要な理由」をケアマネジャー等が記入するということは求められていないので、本人又はその家族が記入すべきであると考えられる。

【簡易浴槽の対象範囲について】

Q17 利用者の方が寝たまま利用できる組立式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれると解釈してよいか。

A17 部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器）は、簡易浴槽には含まれず、給付対象とは認められない。

【取付け料について】

Q18 簡易昇降便座の設置に当たり床にビス止めする取付け料は支給対象になるか。

A18 取付け料も支給対象とする。ただし、電源工事代については、支給しない。

【転出した場合の申請先】

Q19 福祉用具の購入後、転出した場合、支給申請は転出前の保険者にするのか。その際、いつまでできるのか。

A19 支給申請は、転出前の保険者にする。購入後、2年後まで申請できる。

※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とする。

【福祉用具購入費の支払前に本人が死亡した場合】

Q20 福祉用具を購入した後死亡し、代金の支払いが死亡後になった場合、給付の対象となるか。

A20 代金の支払日が死亡後だと本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため、保険給付の請求はできない。

【福祉用具購入費の支払前に本人が死亡した場合】

Q21 特定福祉用具購入費について、販売店と分割払い等の契約で購入し、完済する前に本人が死亡したため、領収書の発行を受けていない。クレジットカードで購入し未完済でも販売店からの領収証の発行を受けている場合は、福祉用具購入費の支給申請が可能であるが、この場合、未完済で領収書の発行を受けていないので、支給申請自体できないということになるのか？あるいは、住宅改修完成前に本人死亡した場合の、生前までに完成していた部分について支給対象となることと同様に考え、福祉用具についても、本人が生前福祉用具を利用していたという実績があれば、支給対象となるのか？この場合支給対象となるのは、全額あるいは支払い済み分のみどちらになるのか？

A21 住宅改修中に被保険者が死亡した取扱いと同様に、福祉用具を購入し、完済する前に被保険者が死亡した場合も、被保険者本人が生前当該福祉用具を利用していたという実績があれば、支払い済み分までは介護保険の給付の対象となる。なお、申請時に被保険者の相続人等により残額を完済している場合には、全額分が支給対象となる。

支給対象とするかどうかは、販売者からの領収書等、受領したことを証明する書類をもって確認する。

【特定福祉用具販売の提供が必要な理由等が分かる書類とは】

Q22 居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等が分かる書類」を確認することとされているが、これらの書類はどのようなものか。

A22 「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等が分かる書類」とは、利用者が福祉用具購入費の申請の際に保険者へ提出する必要な理由等を、福祉用具専門相談員がそのサービス提供の必要性も含めて確認するための書類であり、様式及び作成者は任意である。

【福祉用具購入日の支給】

Q23 以下の場合、限度額管理はいずれの年度において行われるか。

- ① 平成26年度に福祉用具の引渡しを受け、平成27年度に代金の支払いを行い、保険給付を請求したケース
- ② 平成26年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成27年度に行ったケース

A23 介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。したがって、ケース①は平成27年度において、ケース②は平成26年度において、それぞれ限度額管理が行われる。

【貸与と販売の提案に係る利用者の選択】

Q24 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものか

A24 利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・国が示している福祉用具の平均的は利用月数 等が考えられる。

【3】福祉用具貸与

福祉用具貸与の品目には、日常の動作を助ける用具、機能訓練のための用具、介護者の負担を助ける用具などがあります。

あらかじめ利用者は、福祉用具に関して専門的知識のある介護支援専門員や福祉用具レンタル事業者などの専門知識のある相談員に相談することが大切です。

また、福祉用具レンタル事業者は、利用者の使用状況を確認し、必要な場合は修理を行うなど、用具の機能、安全性を点検することが必要となります。

なお、福祉用具貸与は、他の訪問・通所サービスと合算して上限管理されますので、要介護度別の支給限度額を超えると全額自己負担となります。

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の説明

(1) 車いす

「告示」

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

「解釈通知」

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本工業規格（J I S）T9201：2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本工業規格（J I S）T9203：2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格（J I S）T9201：2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格（J I S）T9203：2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

(2) 車いす付属品

「告示」

クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る。

「解釈通知」

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用されている場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

「告示」

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

① 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

② 床板の高さが無段階に調整できる機能

「解釈通知」

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

「告示」

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

「解釈通知」

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば、次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第3項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

「告示」

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- ② 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

「解釈通知」

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

「告示」

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

「解釈通知」

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

「告示」

取付けに際し、工事を伴わないものに限る。

「解釈通知」

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、上記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

「告示」

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

「解釈通知」

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

「告示」

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- ② 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

「解釈通知」

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体状況等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち2つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(10) 歩行補助つえ

「告示」

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

「解釈通知」

告示同様

(11) 認知症老人徘徊感知機器

「告示」

介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

「解釈通知」

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト(つり具の部分を除く)

「告示」

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

「解釈通知」

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。(エレベーター及び階段昇降機は除く。)

(13) 自動排泄処理装置

「告示」

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換

可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

※介護度、機種によっては対象とならない場合があります。

「解釈通知」

貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

【参考1】福祉用具貸与質疑応答

【月途中でのサービス提供の開始及び中止について】

Q1 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

A1 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具の貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び当該中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者による給付管理が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

【外泊時の取り扱い】

Q2 施設入所者（入院）者の外泊時に介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けられるか。

A2 外泊時であっても、利用者の生活の本拠は介護保険施設であり、居宅要介護高齢者と認められない（入所（入院）者である）ため、介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けることはできない（自己負担で受けることは可能である）。

【付属品を複数請求する場合】

Q3 車いす付属品について複数請求する場合、居宅サービス介護給付費明細書については、たとえサービスコードが同一であっても、TAISコードについて、各品目ごとに設定されているので、給付費明細書は付属品について、まとめて記載することはできず、品目ごとにそれぞれ記載しなければならない（TAISコードについても品目ごとに記載する）と考えられるが如何か。また、TAISコードについては、摘要に記載することとしてよいか。

A3 貴見のとおり、付属品ごとに明細書の行を変えてそれぞれ記載することとする。

【ショートステイ利用中の貸与】

Q 4 短期入所施設内で利用することを目的として福祉用具をレンタルする場合の費用は算定できるか。

A 4 福祉用具貸与費は算定できない。

【ショートステイ利用中の貸与】

Q 5 福祉用具のレンタルを受けている要介護者が、ショートステイを利用した場合（福祉用具は自宅にあり、利用中は使用しない）は福祉用具貸与を算定できるか。

A 5 福祉用具貸与については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定できる。ただし、全く在宅に戻らない場合（いわゆるロングショート）には福祉用具は在宅で使用するものなので、算定できない。

【現在所有する物の付属品のみの貸与】

Q 6 介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす部品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

A 6 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。

【同一品目の複数貸与】

Q 7 同一品目を複数貸与することは可能か（例：車いすを屋内用と屋外用とで2台貸与）

A 7 ケアプラン上、介護の視点からみて必要であれば可能。ただし、その場合、複数貸与が必要な理由を十分に検討した上で、居宅サービス計画に理由を明確に記載すること。1か月の利用限度額が決まっているので、その分、他のサービス利用において支障があることを、十分利用者に説明されたい。

【一般の寝台を所有している者への付属品のみの貸与について】

Q 8 特殊寝台付属品が福祉用具貸与の給付対象となるのは、特殊寝台を所有し、又は貸与されている場合で、一般の寝台を所有している者が付属品のみの貸与を受けることは介護給付の対象とならないと解してよろしいか。

A8 貴見のとおり。

【グループホーム入居中の貸与について】

Q9 グループホーム入居中に施設内で使用することは可能か。

A9 グループホーム利用中の福祉用具貸与の算定はできない。

(なお、利用者が特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間についても算定できない。)

【福祉用具貸与を受けているものが入院した場合について】

Q10 福祉用具の貸与を受けているものが入院する際に次のような取扱いをすることは可能か。①入院期間が月途中（10月10日）であるので貸与品目を利用者宅においたままにして退院後すぐに使用できるように利用者と事業者が合意の上で料金を設定し、10月も11月も介護報酬を請求すること。②入院の翌月に退院予定だったが翌月にはお退院できずに引き続き入院となった場合、11月分について介護報酬は請求しないが福祉用具を利用者宅においたままにしているので利用者と事業者が合意の上で料金を設定すること。

A10 居宅において福祉用具貸与を受けていた者が、月の途中で検査入院等をした場合については当該月について居宅における福祉用具貸与を受けていることとなるので、貸与契約で定めるところにより算定した額が保険給付の対象となるが、月全体を通じて入院していた場合には居宅において福祉用具を利用することがないため、保険給付の対象とはならない。よって①は介護報酬の請求が可能である。②介護報酬の請求ができないため、利用者の全額自己負担、又は事業者の負担となる。

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

平成18年度の介護報酬改定に伴い、介護保険における福祉用具貸与については、軽度者（要支援1・2、要介護1）の状態像からは利用が想定しにくい種目（特殊寝台及び付属品・車いす及び付属品・床ずれ防止用具及び体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト）は保険給付の対象外となり、例外的に給付される状態の判断方法として原則的に要介護認定に係る基本調査結果を活用することとされました。

しかし、基本調査の結果だけでは、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず例外給付の対象とならない事例があることから、平成19年4月1日に再度改正が行われました。

また、平成24年4月から特殊寝台の付属品として介助用ベルトと自動排泄処理装置（原則、介護4及び5が対象）が例外給付の対象に追加されました。

【取扱いについて】

1、別紙1の判断基準イに該当する者は、例外給付として保険給付の貸与ができる。

2、車いす及び移動用リフトの貸与に関する特例（平成18年9月1日～）

別紙1の判断基準で、ア 車いす及び車いす付属品の（二）、オ 移動用リフトの（三）については、該当する認定調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによる判断に基づき保険給付の貸与ができる。

3、例外給付の対象とすべき事案に該当する場合（平成19年4月1日～）

上記1及び2に該当しない者であっても、医師の医学的な所見により下記要件（Ⅰ～Ⅲいずれか）に該当すると判断された場合は、福祉用具の貸与が可能。

（※医師に照会する場合は、単に「福祉用具が必要」ではなく、疾病その他の原因及びそれに起因する状態像の具体的な記載と福祉用具を必要とする根拠の確認が必要）

【例外給付の要件】

- | |
|---|
| <p>Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者</p> <p>Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者</p> <p>Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者</p> |
|---|

医師の所見において「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するとの所見が示された場合、サービス担当者会議を開催し福祉用具を貸与することが必要かどうかを判断する。必要と判断した場合は、軽度者福祉用具貸与アセスメント表（別紙2）を高松市に提出する。その際、居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録を添付する。

高松市は提出された書類を確認し、要否の判断をしてケアマネジャー等に連絡する。

別紙フロー図を参照してください

【 取り扱い方法 】

区分	提出書類	書類提出後の流れ	書類の提出時期
※1 算定の要否 の判断基準 (イ)に該当 する場合	サービス担当者会議での協議の うえケアマネジャーが必要と判 断した場合には、 <u>書類の提出</u> <u>は不要</u> (必要とした根拠をケア プランに記載しておくこと)		
※2 算定の要否 の判断基準 (ウ)に該当 する場合	① 居宅サービス計画 原案 第 1表～第3表 (該当する福祉用具の貸与が位 置づけられたもの【※3】) ② サービス担当者会議の記録 第4表 (該当する福祉用具の貸与につ いての検討内容が記録されたも の) ③ 軽度者福祉用具貸与アセス メント表 (別紙2) ④ 貸与品がわかる書類 (例: 納 品書、TAIS コードなど)	①サービス担当者会議 で協議のうえ、左記の 書類を提出する。市が 確認して要否を判断 ②判断結果をケアマネ ジャーに報告	①新規に福祉用具の貸与 が必要な場合はサービス 担当者会議開催後速やか に提出 (緊急を要する場合は事前に相 談) ② 更新申請をする際 福祉用具の貸与が継続必 要と判断した場合は、サ ービス担当者会議開催後 速やかに提出

※1 算定の要否の判断基準 (イ)・・・ 該当する認定調査結果がないため、ケアマネジャー等が半断

※2 算定の要否の判断基準 (ウ)・・・ 例外給付要件のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する旨が医師の医学的
所見に基づき判断され、高松市が書面にて確認しその要否を判断

※3 居宅サービス計画への位置づけ 平成 11 年老企第 22 号 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準について参照

なお、ご提出いただいた書類の内容を確認し、疑問点等ある場合はお問い合わせすること
があります。また、継続して貸与を受ける場合や種目変更等が必要になった場合、再度軽度
者福祉用具貸与アセスメント票の提出が必要になります。

提出・問い合わせ	高松市介護保険課 相談指導係 電話 8 3 9 - 2 3 2 6 FAX 8 3 9 - 2 3 3 7
----------	--

軽度者(要支援1、2又は要介護1)に対する福祉用具貸与 フロー図
注)自動排泄処理装置は軽度者及び介護2、3の者

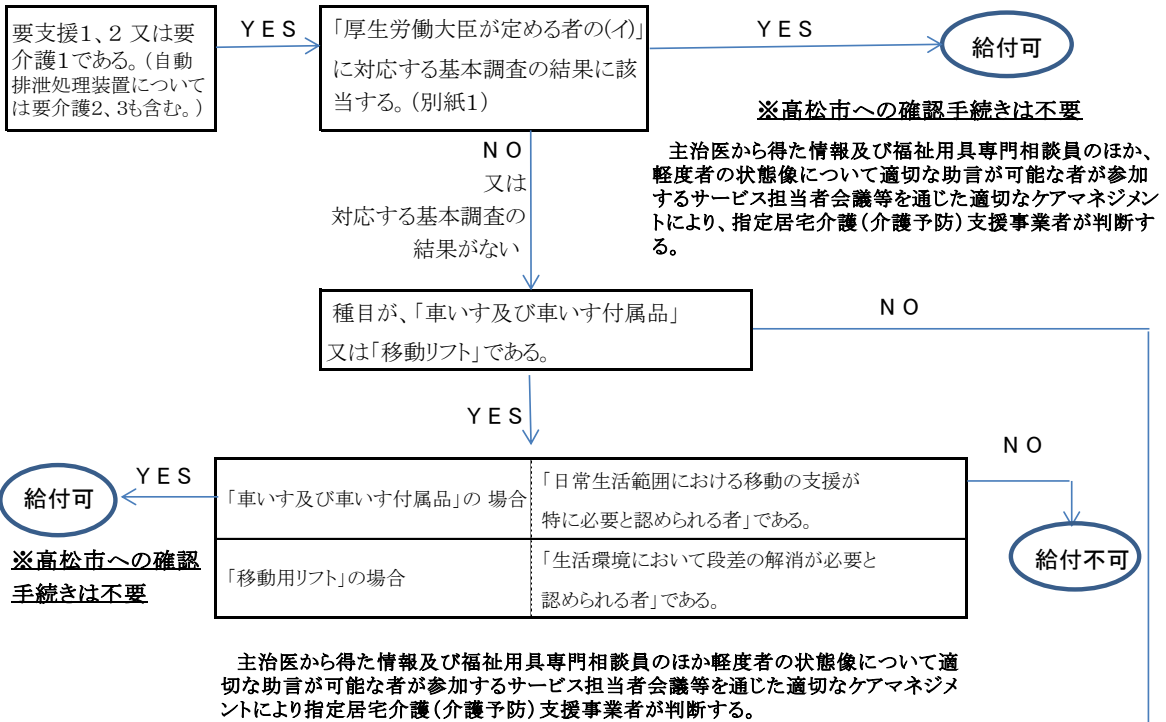
車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器	徘徊感知器	移動用リフト	(H24.4追加)自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引する機能のもの除く
-------------	---------------	---------	-------	-------	--------	---------------------------------------

※軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行うこと。

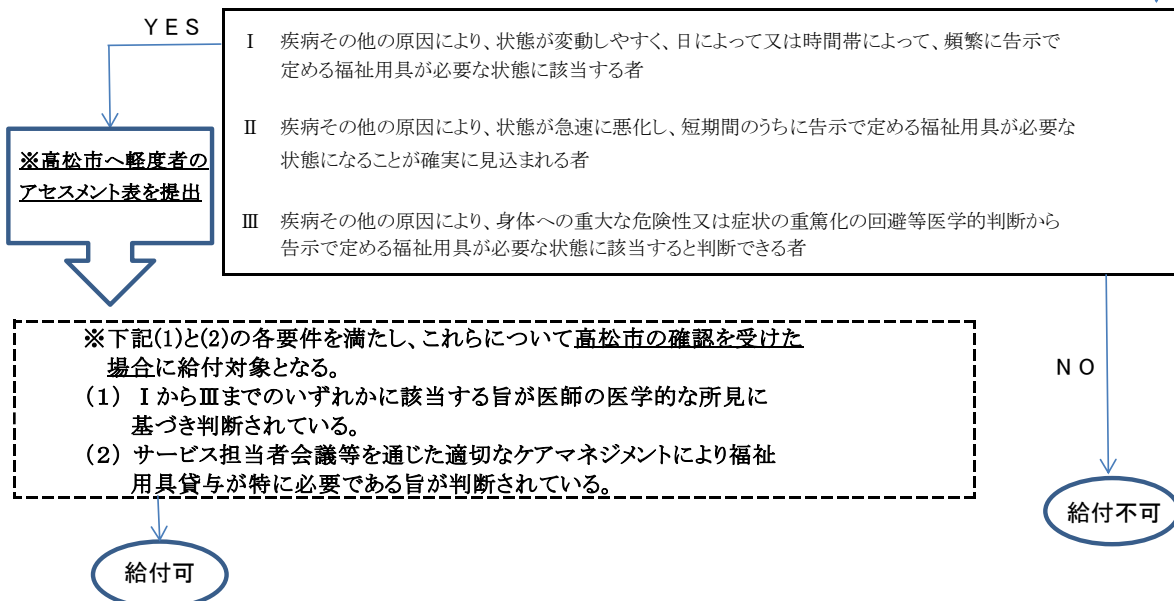
※給付要件

- ・別紙1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。
- ・指定福祉用具貸与事業所へ認定調査票の必要な部分が確認できる文書を送付しなければならない。

【判断手順】



《平成19年4月1日以降の見直しで、以下の判断方法が追加となる》



○福祉用具貸与 対象外種目

軽度者に対する算定可否の判断基準

別紙1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (第23号告示第19号)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 ※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応 記憶・理解のいずれがに支障があ る者 (二) 移動において全介助を必要とし ない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思 を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査 2-2 「4. 全介助」 以外
オ 移動用リフト(つり 具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消 が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介助」 ※
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

※ アの(二)、オの(三)については、該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメントにより
ケアマネジャー等が判断する。

軽度者福祉用具貸与アセスメント表

別紙2

居宅支援事業所		種 類 <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品 <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知器 <input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置
ケアマネジャー		
被保険者番号		
利用者		
介護度	要支援 1・2 要介護 1・2・3	
認定有効期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
貸与開始予定日	令和 年 月 日	
貸与事業所		
記入日	令和 年 月 日	

〈記入における留意事項〉

①貸与が必要な品目ごとにご記入ください。

②医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載してください。(老企22号等参照)

「特殊寝台及び特殊寝台付属品」 「床ずれ防止用具及び体位変換器」 「認知症老人徘徊感知器」 「自動排泄処理装置」	福祉用具の利用を必要とする身体的理由	支障となる原因疾患名
		医師の所見等 ※確認方法 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議での情報提供 <input type="checkbox"/> その他()
		福祉用具の利用を必要とする根拠 <input type="checkbox"/> I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具の貸与が必要な状態になる者(※注1参照) <input type="checkbox"/> II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具の貸与が必要な状態になることが確実に見込まれる者 <input type="checkbox"/> III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具の貸与が必要な状態になる者 ※注1 第94号告示第31号・第88号のイに該当する者
		現在の生活の状況(起きあがり、寝返り、問題行動等の有無)、その他特記事項(家族の希望等)
		特殊寝台の種類 <input type="checkbox"/> 1モーター <input type="checkbox"/> 2モーター <input type="checkbox"/> 3モーター 付属品 <input type="checkbox"/> サイドレール <input type="checkbox"/> マットレス <input type="checkbox"/> ベッド用手すり <input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> スライディングボード・スライディングマット <input type="checkbox"/> 介助用ベルト

**介護保険制度における
住宅改修及び福祉用具のてびき**
(令和6年4月発行)

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号
高松市介護保険課 TEL 839-2326